島根県

防災マップ

安全で安心なまちづくり

吉賀町

町民の皆様へ

町民一人ひとりが防災の主役

町民の皆さまには、日頃より町政運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国内での観測史上最も大規模で、多くの尊い人命が失われた「東日本大震災」から5年が経過しました。今後も首都直下地震・南海トラフ巨大地震など、いつ発生してもおかしくない状況にあるといわれており、このような災害が、いつ起きても対処できるように私たちは、日頃からしっかりとした防災意識をもち、対策を考えておく必要があります。

当町におきましても、皆さまの安全を守るために、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めているところですが、安全な地域づくりは行政の活動だけでは十分ではありません。

町民一人ひとりが、防災の重要性を認識され、各種の防災活動に積極的に参加していただくことが不可欠です。

この「防災マップ」は、災害への日頃からの備えをイラストなどで分かりやすく説明してあります。

ご家庭の目につくところに常備され、皆さまで防災についてお話をしていただく際の参考にしていただければ幸いです。

平成28年3月
吉賀町長　　中　谷　　勝

索　引

町民の皆様へ・索引	1
特別警報をご存知ですか？	2
風水害対策	3
災害の種類	4
洪水情報について	5
大雨のときの行動ガイド	6
地震対策	7
火災対策	8
わが家の防災対策＆チェック	9
非常時持出品の準備＆チェック	10
災害時要援護者とは？	11
自主防災組織とは？	12
指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所	13～14
吉賀町全図	15～16
防災マップ	17～40
浸水想定区域	41
わが家の「防災・緊急情報」メモ	42

特別警報をご存知ですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。
普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の”数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基　　準
津　波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地　震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

特別警報が発表されたら

- **尋常でない大雨や津波等が予想されています。**
- **重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。**
- **ただちに身を守るために最善を尽くしてください。**

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。

- 「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- 普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
電話：03-3212-8341　FAX：03-6689-2917（耳の不自由な方向け）

気象庁ホームページ
http://www.jma.go.jp

特別警報について
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/

風水害対策

大雨や強風はわたしたちに何度も大きな災害をもたらしています。
ふだんから気象情報に十分注意し、避難の際もみんなで協力しましょう。

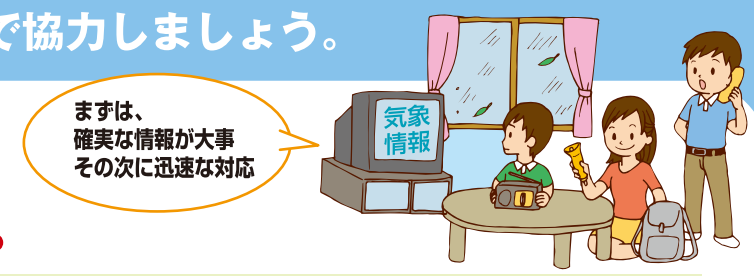

大雨情報をキャッチ！こんなときのわが家の安全対策。

強風注意報・暴風警報

強風注意報：
平均風速が12m/sと予想される場合
暴風警報：
平均風速が20m/sと予想される場合

大雨注意報

大雨によって被害が起こるおそれがあると予測される場合。

・1時間に雨量が50mm以上

大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予測される場合。

・1時間に雨量が80mm以上

上記に併せて、洪水注意報・洪水警報が発表されます。

雨の強さと降り方

（1時間雨量：mm）

10以上～20未満 やや強い雨	20以上～30未満 強い雨	30以上～50未満 激しい雨	50以上～80未満 非常に激しい雨	80以上～ 猛烈な雨
雨の音で話し声が良く聞き取れない。	ワイパーを速くしても見づらい。側溝や下水、小さな川があふれる。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。	マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要。

風の強さと吹き方

（平均風速：m／秒）

10以上～15未満	15以上～20未満	20以上～25未満	25以上～
風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	しっかりと身体を確保しないと転倒する。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。	立っていられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れはじめる。

台 風

日本には毎年多数の台風が接近あるいは上陸し、たびたび大きな被害をもたらします。
台風の接近が予想される際は、台風情報に十分注意し、被害のないように備えることが必要です。

大きさ	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

強さ	最大風速
強い	33m／s以上44m／s未満
非常に強い	44m／s以上54m／s未満
猛烈な	54m／s以上

集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して降る豪雨で、梅雨の終わりごろによく発生します。
発生の予測は比較的困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- ●ラジオやテレビなどの気象情報に注意する。
- ●町や防災関係機関の広報をよく聞いておく。
- ●停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- ●非常時持出品を準備しておく。
- ●早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える。
- ●飲料水や食料を数日分確保しておく。
- ●浸水に備えて家財道具は高い場所へ移動する。
- ●危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする。

地下道（アンダーパス）に注意！

アンダーパスとは、道路や鉄道など立体交差する場合、その下を通る地下道をいいます。大雨・洪水などにより、アンダーパスの道路は真っ先に浸水してしまいます。普通自動車の場合、約30cmの浸水で走行困難になりますので注意が必要です。（吉賀町内では確認されていません。）

災害の種類

大雨などにより、川の水量の増加や地中にしみこんだ水分などが起因となり、大きな災害に発展する場合があります。事前にその災害のメカニズムを理解し、身近に起こりえる災害に対応しましょう。

川の氾濫

雨量の増加によってもたらされる氾濫には、川から水があふれたり堤防が決壊して起こる「外水氾濫」と、街中の排水が間に合わず、地下水路などからあふれ出す「内水氾濫」の2タイプがあります。

内水氾濫

その場所に降った雨水や、周りから流れ込んできた水がはけきれずに溜まっておきる洪水。川の水位が何mに達すれば警報を出すなどの対応が難しいため、注意が必要。

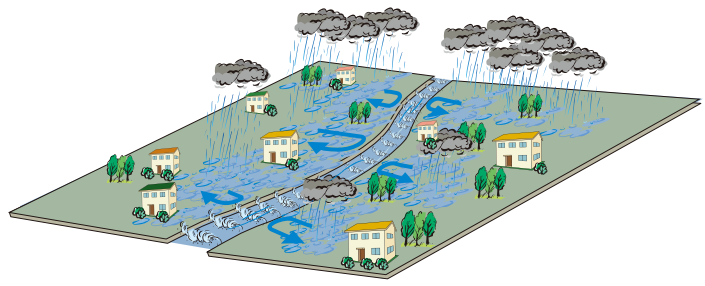

外水氾濫

大雨の水が川に集まり、川の水かさが増し堤防を越える。あるいは堤防を決壊させて川の水が外にあふれておきる洪水。氾濫が起きると一気に水かさが増しますので、最大の注意が必要。

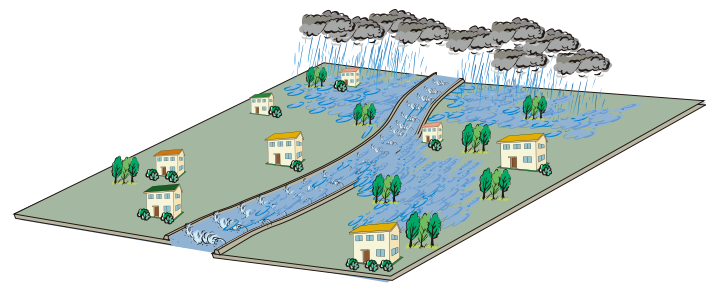

土砂災害

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、役場などの関係機関に連絡してください。日ごろから危険箇所や避難箇所・避難経路を確認しておくことも重要です。危険箇所については、防災マップ（P17～P40参照）の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を確認ください。

がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。

土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。

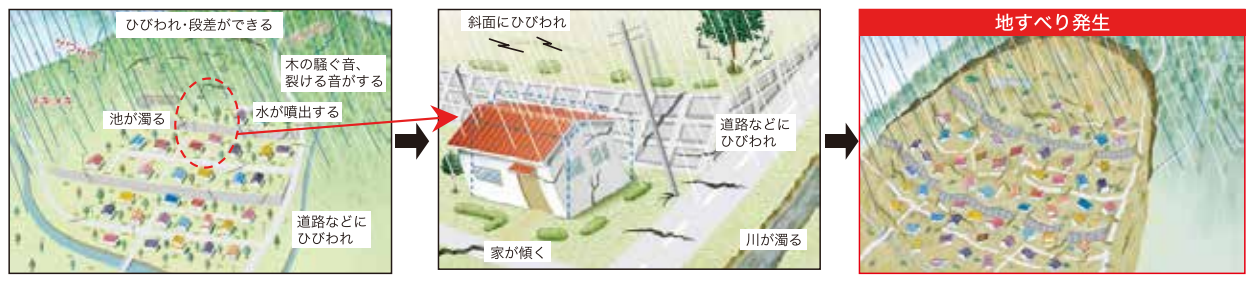

※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

洪水情報について

水防法に基づき、高津川の洪水情報をマップに掲載しています。
以下の情報を参考に、洪水時における対応についてあらかじめ確認しておきましょう。

1 説 明

●この「吉賀町防災マップ」で使用しているハザード（危険）情報は（「P41 浸水想定区域」参照）、高津川が、計画降雨（流域全体に1日の総雨量260mm、ピーク時の1時間に51mmの降雨があった場合）によって氾濫した場合、洪水による浸水が想定される区域とその水深を示したものです。浸水の目安は「浸水深ランクの目安」でご確認ください。

●雨の降り方によっては、想定とは異なる浸水深となったり、地図に表示された浸水区域以外でも浸水することがあります。

●川が氾濫しない場合でも、低い土地などは浸水被害（床上・床下浸水など）が起こる場合があります。十分注意しましょう。

●浸水深ランクの目安

5m 以上の区域	
2.0～5.0m 未満の区域	2 階の軒下まで浸水する程度
1.0～2.0m 未満の区域	1 階の軒下まで浸水する程度
0.5～1.0m 未満の区域	大人の腰まで浸水する程度
0～0.5m 未満の区域	大人の膝まで浸水する程度

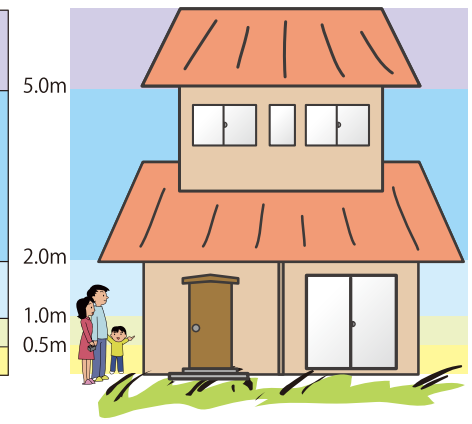

2 洪水情報の種類

洪水の危険性が高まった際に発表される情報

洪水注意報（気象庁）

●洪水によって災害がおこる恐れがある場合、その旨を注意して行う予報。

洪水警報（気象庁）

●洪水によって重大な災害がおこる恐れがある場合、その旨を警告して行う予報。

水位到達情報

●高津川については、水位周知河川に指定されており、高津川塔尾橋観測所の水位が氾濫注意水位以上の水位に到達したとき、島根県が「水位到達情報」を発表します。

水位の名称	高津川塔尾橋観測所の水位	水位の説明
	2.88m	・氾濫の発生 ・避難指示等の発令判断の目安となる水位
氾濫危険水位	1.70m	・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位 ・避難勧告等の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	1.20m	・避難準備情報等の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	1.10m	・水防団の出動の目安となる水位
水防団待機水位	0.90m	・水防団が出動のために待機する水位

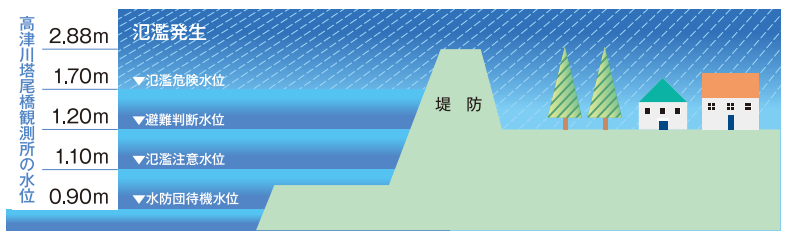

3 洪水情報の伝達ルート

●洪水により重大又は相当な被害が生じる恐れがある場合、下図の伝達ルートで皆さんへお知らせします。

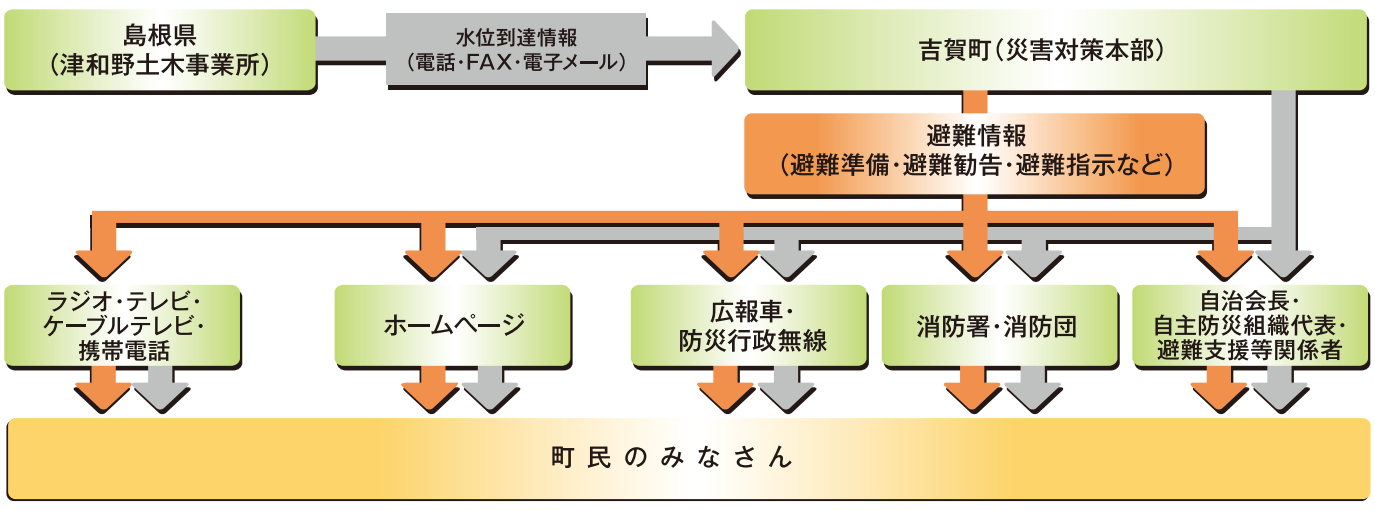

情報がなくても、異常気象（雷雨や異常な降雨）を感じたときには、避難の準備が必要です。危険を感じたときには、速やかに避難しましょう。

●河川の観測情報
http://www.bousai-shimane.jp/uryousuii/pc/ssim0101g.html

●水位周知河川
http://www.bousai-shimane.jp/uryousuii/pc/uryousuii/ssim0101p0105g_mt_10_1.html

●浸水想定区域図
http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/suibo/shinsuisoutei/takatsu.html

河川の観測情報　水位周知河川　浸水想定区域図

大雨のときの行動ガイド

雨が降り続いていたら →

テレビ・ラジオ・ケーブルテレビで最新の気象情報を入手しましょう。

気象警報が発表されたら →

重大な災害が起こる危険性が高まっています。
川や急傾斜地には近づかないようにしましょう。

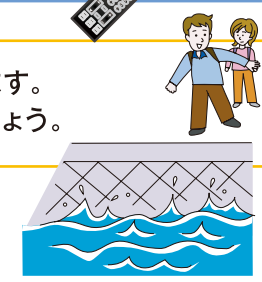

- 大雨の際に発表される気象警報等は「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」があります。
- 数十年に一度の大雨のときは「大雨特別警報」が発表されるときがあります。

住んでいる地区に避難準備情報が発令されたら →

避難勧告が発令される可能性があります。
非常持出品を準備するなど、避難の準備をしてください。

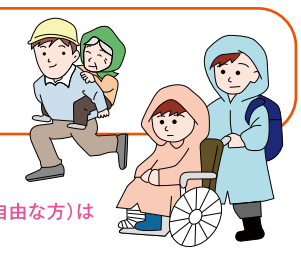

- 避難準備情報は、避難勧告を発令する可能性のある地区に避難の準備を促すために発令します。
- 避難準備情報が発令されずに避難勧告が発令される場合もあります。

※避難に時間のかかる方（お年寄りや身体の不自由な方）は早めの避難開始を！

住んでいる地区に避難勧告が発令されたら →

速やかに指定された避難場所へ
非常持出品を持って避難してください。

- 避難勧告は、生命に危険が及ぶ可能性がある場合に発令します。
- 避難勧告は地区や避難場所を指定して発令します。
- 避難勧告より更に危険な状況では「避難指示」が発令される場合があります。

※道路が冠水するなどして、避難場所へ向かうことが危険な場合は、自宅の２階など、できるだけ高いところへ屋内待避します。

避難勧告等について

町では、町民の皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、避難勧告等を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告等を発令するときには、様々な状況を総合的に判断して発令しますが、判断の材料となるものの一部を次に示します。

低 ―― 災害発生の切迫性 ―― 高

		避難準備情報発令のタイミング	避難勧告発令のタイミング	避難指示発令のタイミング
大雨災害	外水氾濫	○高津川塔尾橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、その後も降雨が継続し、更なる水位の増加が見込まれるとき。 ○大雨注意報や降水短時間予報等により深夜・早朝に避難が必要になると想定されたとき。 ○河川管理施設に漏水等が発見されたとき。	○高津川塔尾橋水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき。 ○河川管理施設に異常な漏水等が発見されたとき。	○高津川塔尾橋水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、その後も降雨が継続し、更なる水位の増加が見込まれるとき。 ○河川管理施設の異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合。 ○決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合。
	内水氾濫	○1時間で100mm、3時間で300mmの降雨が予想されるとき。	○近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、さらに1時間で100mm、3時間で300mmの降雨が予想されるとき。	○近隣の地区で床上浸水が発生したとき。
土砂災害		○土砂災害危険度情報におけるレベル１が発表されたとき。 ○大雨注意報が発表され、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき。 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報におけるレベル２が発表されたとき。 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、さらに降雨が継続する見込みであるとき。 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき。	○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報におけるレベル３が発表されたとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○特別警報が発表されたとき。 ○土砂災害が発生したとき。 ○山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき。 ○避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき。
地震災害		○大きな地震が発生したことに伴い、多くの家屋が損壊し、その後の余震により家屋倒壊のおそれがあるとき、または、火災が発生し大規模延焼拡大のおそれがあるとき。		
大規模火災		○大規模に延焼が拡大するおそれがあるとき。		

地震対策 地震発生！そんなときどうする

地震発生時の時間経過別行動マニュアル

地震発生

1～2分

最初の大きな揺れは約1分間

- **まず、身を守る安全確保**　（手近な座布団などで頭を保護）
- **すばやく火の確認**　ガスの元栓、コンセント
- **大きな揺れの場合は、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所に一時避難する**

揺れがおさまったら

- **火元を確認**　火が出たら、落ち着いて初期消火
- **家族の安全を確認**　倒れた家具の下敷きになっていないかを確認
- **靴をはく**　家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく
- **避難するときは、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等に注意**
  津波などの危険が予想される地域はすぐ避難

3分

みんなの無事を確認　火災の発生を防ぐ

隣近所に声をかけよう
- 災害弱者の安全確保 **隣近所で助け合う**
- **行方不明者はいないか**　**ケガ人はいないか**

出火防止 初期消火
- **初期消火**　**消火器を使う**　**バケツリレー** 風呂の水はため置きをしておく
- **漏電・ガス漏れに注意**　電気のブレーカーを下ろす・ガスの元栓を閉める　**余震に注意**

5分

ラジオなどで正しい情報を

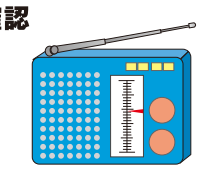

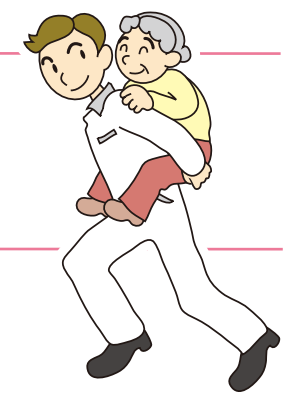

- **大声で知らせる**　**救出・救護を**　**防災機関、自主防災組織の情報を確認**
- **デマにまどわされないように**　**避難時に車は極力使用しない**
- **電話は緊急連絡を優先する**

10分▼数時間▼3日

協力して消火活動、救出・救護活動を

- **水、食料は蓄えているものでまかなう**　3日間の飲料水と食料の備蓄をしておく
- **災害・被害情報の収集**　**無理はやめよう**
- **助け合いの心が大切**　**壊れた家に入らない**

屋内にいた場合

家の中
- 揺れを感じたら、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所へ避難する。
- 火の確認はすみやかに（コンセントやガスの元栓の処置も忘れずに）。
- 乳幼児や病人、高齢者など災害弱者の安全を確保する。
- 裸足で歩き回らない（ガラスの破片などでケガをする）。

デパート・スーパー
- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。

集合住宅
- ドアや窓を開けて避難口を確保する。
- 避難にエレベーターは絶対に使わない。炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

劇場・ホール
- カバンなどで頭を保護し、座席の間に身を隠し、係員の指示を聞く。あわてずに冷静な行動をとる。

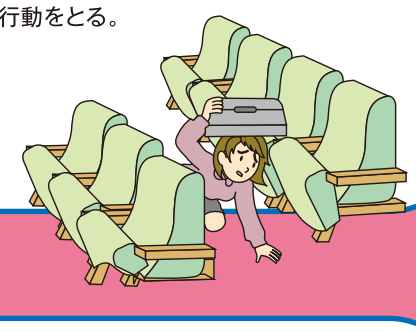

屋外にいた場合

路　上
- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などに避難する。

- 近くに空き地などがないときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。

車を運転中
- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カーラジオで情報を収集する。
- 避難が必要なときは、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。

海岸付近
- 高台へ避難し津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。

電車などの車内
- つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる。

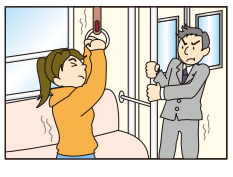

木造住宅の耐震化をしましょう

老朽化した木造住宅、特に旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建築、又は建築に着手した木造住宅は、地震による倒壊の危険性が高く、早期に住宅の耐震化を図る必要があります。

吉賀町では、吉賀町建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を促進する事を目的に、耐震診断又は耐震改修に要する費用を助成しています。詳しくは、役場建設水道課までお問い合わせください。

火災対策　火災発生！そんなときどうする

初期消火の3原則

1人で消せるだろうと考えず、隣近所に火事を知らせ、すみやかに119番通報を。
初期消火で火事を消せなかったら、すばやく避難しましょう。

1 早く知らせる

●「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声が出なければやかんなどを叩き、異変を知らせる。
●小さな火でも119番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む。

2 早く消火する

●出火から3分以内が消火できる限度。
●水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなど手近のものを活用する。

火元別初期消火のコツ

油なべ
あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火を。

石油ストーブ
真上から一気に水をかけて消火（斜めにかけると石油が飛び散って危険）。石油が流れてひろがっていくようなら毛布などで覆い、その上から水をかけて消火を。

衣　類
着衣に火がついたら転げまわって消すのも方法。髪の毛の場合なら衣類（化繊は避ける）やタオルなどを頭からかぶる。

風呂場
風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火を。

電気製品
いきなり水をかけると感電の危険が。まずコードをコンセントから抜いて（できればブレーカーも切る）消火を。

カーテン・ふすま
カーテンやふすままどの立ち上がり面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけ、その上で消火を。

3 早く逃げる

●天井に火が燃え移った場合は、速やかに避難する。
●避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。

消火器の使い方

粉末・強化液消火器の場合

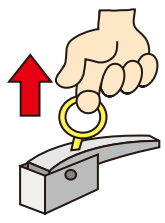
安全ピンに指をかけ上に引き抜く。

ホースをはずして火元に向ける。

レバーを強く握って噴射する。

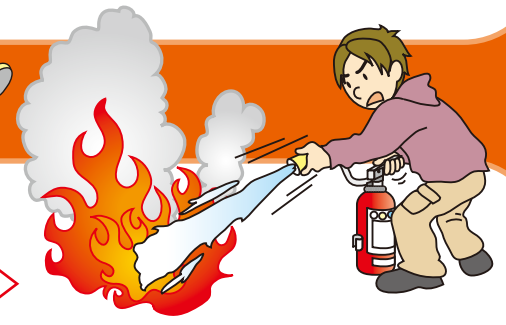

消火器のかまえ方

●風上に回り風上から消す。火災にはまともに正対しないように。
●やや腰を落して姿勢をなるべく低く。熱や煙を避けるように構える。
●燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。

火災予防が一番!!

火災報知機の設置義務化

消防法の改正により、住宅用火災報知機の設置が義務付けられました。

火災による死傷者を無くすためにも設置しましょう。

火災報知機の設置場所

●寝　室…すべての寝室への設置が必要です。
●階　段…寝室のある部屋の階段の天井などへの設置が必要です。
●台　所…台所への設置も必要です。

警報機

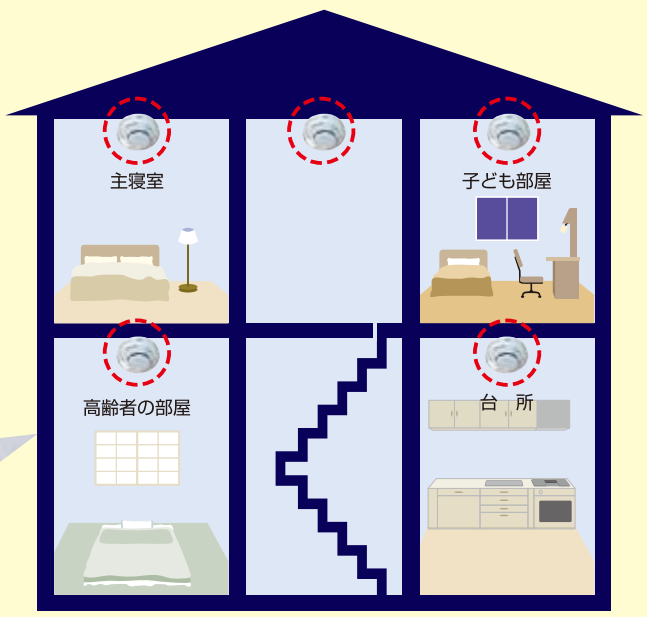

住宅内取付位置図

わが家の防災対策&チェック

家の中の安全対策

事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

1 □ 家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換えする。

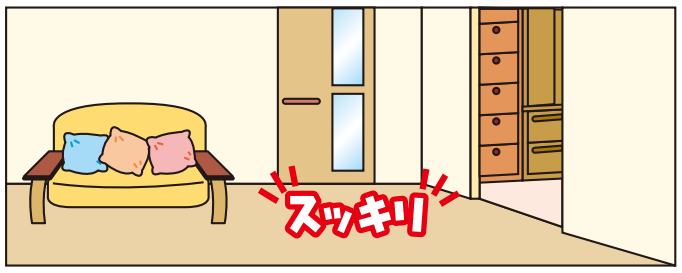

2 □ 寝室、子どもやお年寄りのいる部屋には家具を置かない

就寝中に地震に襲われると危険。子どもやお年寄り、病人などは逃げ遅れる可能性がある。

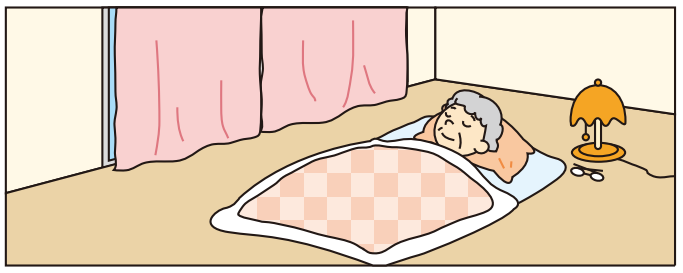

3 □ 家具の転倒を防ぐ

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。

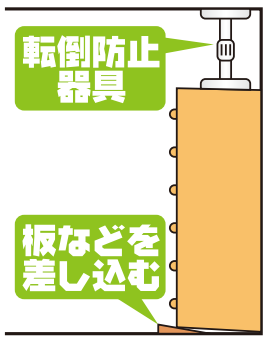

4 □ 安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。

家具の転倒、落下を防ぐポイント

タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。

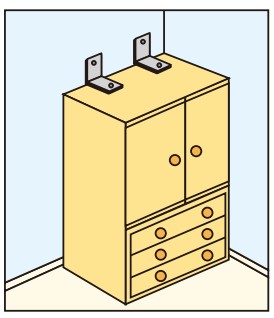

食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。

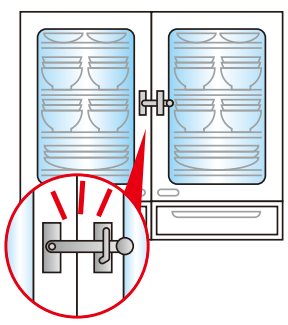

照　明

チェーンと金具を使って数箇所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。

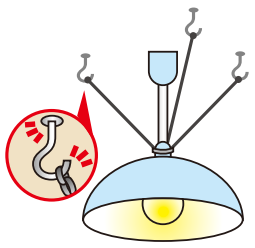

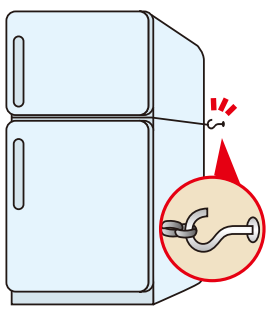

冷蔵庫

2ドアの場合は、扉と扉の間に針金などを巻いて、金具で壁に固定する。

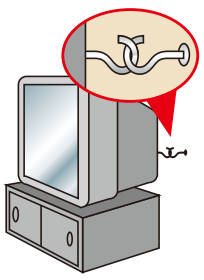

テレビ

できるだけ低い位置に固定して置く（家具の上はさける）。またテレビの上には水槽や金魚鉢を置かない。

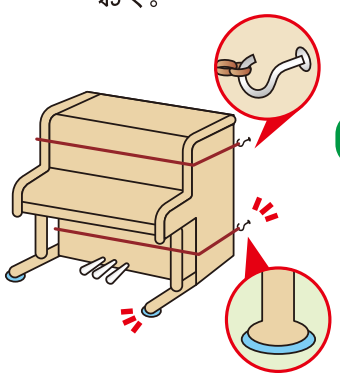

ピアノ

本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。

家の周囲の安全対策

事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

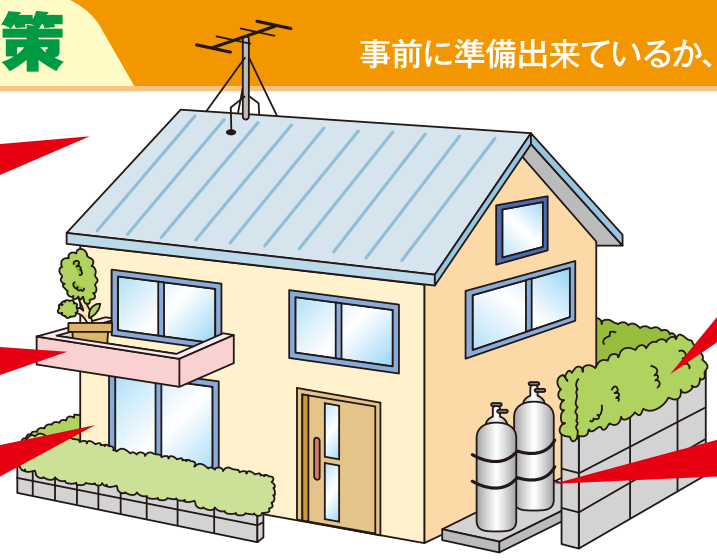

□ **屋　根**
不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

□ **ベランダ**
植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。

□ **窓ガラス**
飛散防止フィルムをはる。

□ **ブロック塀・門柱**
土中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

□ **プロパンガス**
ボンベを鎖で固定しておく。

非常時持出品の準備&チェック

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。

非常時持出品（例）

事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

携帯ラジオ

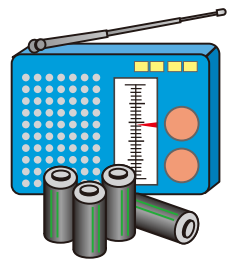

- □ ラジオ
- □ 電池（多めに用意）

救急医療品

- □ 常備薬
- □ 絆創膏
- □ 傷薬
- □ 包帯
- □ 風邪薬
- □ 胃腸薬
- □ 鎮痛剤

貴重品

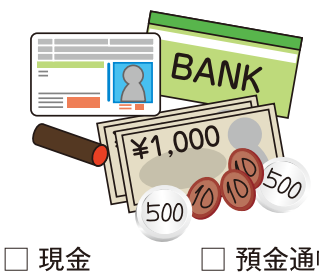

- □ 現金
- □ 預金通帳
- □ 印鑑
- □ 免許証
- □ 健康保険証
- □ 権利証書

懐中電灯

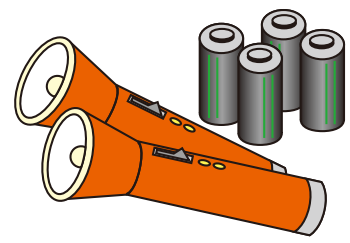

- □ 懐中電灯（出来れば一人にひとつ）
- □ 電池（多めに用意）

非常食品

火を通さないで食べられるもの、食器など

- □ カンパン
- □ 缶詰
- □ 非常用食品
- □ ミネラルウォーター
- □ 缶切り
- □ 栓抜き
- □ 紙皿
- □ 紙コップ
- □ 水筒

その他

- □ 衣類（下着・上着など）
- □ タオル
- □ 生理用品
- □ 粉ミルク
- □ 離乳食
- □ 紙おむつ
- □ ウェットティッシュ
- □ カッパ
- □ ヘルメット
- □ ライター
- □ ラップフィルム（止血や食器にかぶせて使う）
- □ 防災マップ（本書）

非常時用備蓄品（例）

災害復旧までの数日間（最低3日）を生活できるようにチェック☑しましょう。

飲料水

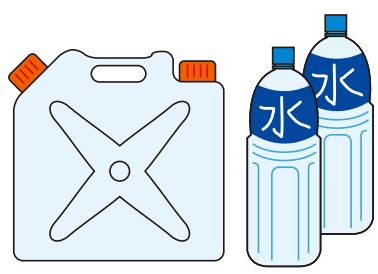

- □ 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター（1人1日3リットルを目安に）
- □ 貯水した防災タンクなど

非常食品

- □ お米（缶詰・レトルト・アルファ米も便利）
- □ 缶詰・レトルト食品
- □ 梅干し・調味料など
- □ ドライフーズ・チョコレート・アメ（菓子類など）

燃　料

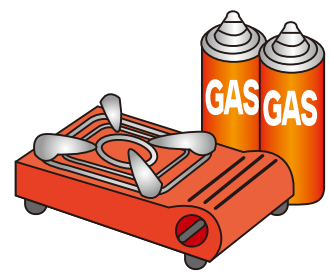

- □ 卓上コンロ
- □ ガスボンベ
- □ 固形燃料

その他

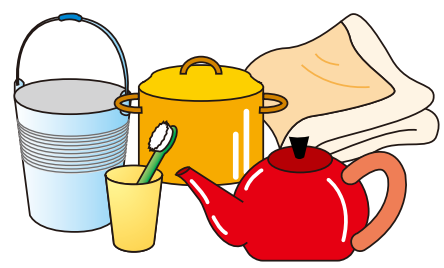

- □ 生活用水（風呂・洗濯機などに貯水）
- □ 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
- □ 調理器具（なべ・やかんなど）
- □ バケツ・各種アウトドア用品など

非常時持出品は定期的に点検を！

いざというときに支障がないように、食品類の賞味期限や持出用品の不備を定期的に点検しましょう。

避難生活が長引くときに便利なもの

携帯トイレ、使い捨てカイロ、裁縫セット、ガムテープ、地図、さらし、筆記用具（マジックなど）スコップなど。

阪神・淡路大震災で役に立ったもの

ポリタンク、ホイッスル、予備の眼鏡・補聴器、ビニールシート、新聞紙、補助用具としてロープ、スコップ、バールやハンマー、のこぎり、車のジャッキなど。

非常時持出品は、使用するときに支障のないように、定期的に点検しておきましょう。とくに食品や飲料水の賞味期限はまめにチェックし、賞味期限がせまったものから順に入れ替えておきましょう。

災害時要援護者とは？

災害が発生したときは、高齢者や心身に障がいのある人、子どもや妊婦などの災害時要援護者の方には特別の配慮が必要です。身近にいる災害時要援護者の方々への手助け、心くばりを心がけてください。

対象となる方は

- 介護・支援が必要な高齢者
- 知的障がいのある方
- 肢体不自由のある方
- 精神の障がいのある方
- 内部障がいのある方
- 妊産婦、乳幼児のいる親や家族
- 視覚に障がいのある方
- 保育園児・小学生
- 聴覚に障がいのある方
- 日本語が不自由な外国人
- 音声・言語機能障がいのある方

避難行動要支援者名簿への登録

吉賀町では、災害時要援護者のうち、自宅で生活しておられる次の方々を『避難行動要支援者』として、あらかじめ名簿に登録し災害時に備えています。

1. 75歳以上のみの世帯員
2. 要介護認定３～５を受けている者
3. 身体障害者手帳３級以上
   （視覚障がいは２級以上、音声・言語・そしゃく機能障がいは４級以上）を所持する者
4. 療育手帳Ａを所持する知的障がい者
5. 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者
6. 緊急通報電話設置者
7. 妊産婦及び乳幼児
8. 難病患者
9. 日本語に不慣れな在住外国人

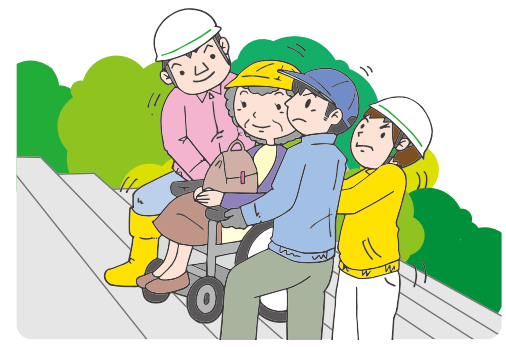

避難支援等関係者による支援

災害が起こり避難勧告や避難指示があった時、避難行動要支援者名簿に記載された情報をもとに、避難支援等関係者による避難支援（災害に関する情報を伝えてもらったり、一緒に避難するなどの支援）や安否確認が行われます。

ただし、避難支援者が被災するなどにより、支援を受けられない場合もありますので、確実な避難を約束するものではありません。

避難支援等関係者

1. 吉賀町消防団
2. 益田広域消防署
3. 津和野警察署
4. 民生委員
5. 吉賀町社会福祉協議会
6. 自主防災組織
7. 自治会

自主防災組織とは？

災害から自分たちの地域を自分たちで守るために

自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のことです。

自主防災組織は、日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限にくい止めるための活動を行います。

また、復旧・復興期には、自主防災組織と地域住民とが力をあわせて、自分たちの町の再生に向けた様々な取り組みを行うことが大切です。

自主防災組織の平常時と災害時の取組み

平常時

災害に備えた取り組みを実践します。

取り組み事例

- 地域の安全点検
- 避難路・避難場所の確認・点検
- 地域住民に対する防災知識の普及・啓発
- 防災資機材の整備・点検
- 自力で避難や移動が困難な方などの確認
- 防災訓練など

災害時

災害による被害を最小限にくい止める活動や、町の復旧・復興に向けた様々な取り組みを行います。

取り組み事例

- 避難誘導
- 初期消火
- 救出・救護
- 情報の収集・伝達
- 給水・給食
- 避難所の運営
- 地域の巡回・安全点検など

自主防災組織に対しての支援

町では、自主防災組織として届出があった組織に対して、地域防災力の向上を目的として、予算の範囲内で補助金を交付しています。

詳しくは、役場総務課までお問い合わせください。

防災士の養成

また、地域防災力の向上の担い手となる人材を養成・確保し、災害に強いまちづくりを推進する事を目的として、防災士資格取得にかかる経費を予算の範囲内で補助しています。

詳しくは、役場総務課までお問い合わせください。

指定緊急避難場所・指定避難所とは？

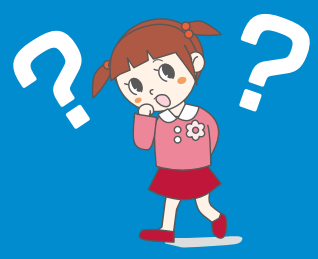

指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、命を守ることを最優先に、災害の危険から逃れる事を目的とした施設などです。

指定避難所

指定避難所とは、自宅が被災して帰宅できない場合に、一定期間、避難生活を送る事を目的とした施設です。

福祉避難所

福祉避難所とは、災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方々のために、町が二次的に開設する避難所です。

避難が必要になったときにはまず「指定緊急避難場所」へ、その後は「指定避難所」へと状況に応じて速やかに行動出来るように心がけましょう！

AEDとは？

AED

※このマークが設置の印です

AED（自動体外式除細動器）

突然心肺停止状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態へ戻す、誰にでも簡単に取り扱える医療機器です。機器によって多少の操作方法の違いはありますが、AEDから音声によって操作・作業案内が流れますので、その指示にそって取扱いが可能です。

こんなときにAED!

●意識がない ●息・せき・体の動きがない など。

避難所以外でも設置している場合も多く、日常の生活圏内の「AED」設置場所も確認しておきましょう！

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧

この一覧には、住所ごとに最寄りの緊急避難場所を記載していますが、必ずしもその緊急避難場所に避難しなければならないわけではありません。
防災マップ等を参考に、災害ごとの避難先と避難ルートをいくつか確認しておきましょう。

指定緊急避難場所一覧

No.	施設の名称	施設の所在	掲載頁	管理担当連絡先	対象となる異常な現象の種類（※1）				指定避難所との重複（※2）
					地震災害	洪水害	土砂災害	大規模火災	
1	河津地区集会所	田野原1626番地3	P22		○			○	
2	金山谷地区集会所	田野原2298番地6	P28					○	
3	初見新田地区集会所	田野原2106番地3	P34					○	
4	星坂地区集会所	田野原681番地2	P34		○	○	○	○	
5	田野原地区集会所	田野原129番地	P34					○	
6	樋口地区集会所	樋口461番地	P34		○			○	
7	蔵木小学校（グラウンド含む）	蔵木14番地2	P34	77-0222		○	○	○	○
8	蔵木小学校体育館				○	○	○	○	○
9	蔵木中学校（グラウンド含む）	蔵木54番地	P34	77-0201	○	○	○	○	○
10	蔵木中学校体育館				○	○	○	○	○
11	蔵木地区集会所	蔵木434番地	P33		○	○	○	○	
12	重則地区集会所	蔵木1173番地3	P33		○	○	○	○	
13	九郎原地区集会所	九郎原422番地	P33		○	○	○	○	
14	畑詰地区集会所	九郎原163番地	P38		○			○	
15	有飯地区集会所	有飯200番地2	P38		○	○	○	○	
16	むいかいち温泉ゆらら（駐車場）	有飯238番地2	P38	77-3001	○	○	○	○	
17	野中地区集会所	六日市359番地	P38			○	○	○	
18	溝上地区集会所	六日市192番地	P38		○	○	○	○	
19	六日市上地区集会所	六日市777番地	P38		○	○	○	○	
20	新町地区集会所	六日市827番地	P37		○	○	○	○	
21	六日市中学校（グラウンド含む）	六日市757番地	P38	77-0029		○	○	○	○
22	六日市中学校体育館				○	○	○	○	○
23	吉賀町民六日市体育館	六日市648番地	P38		○	○	○	○	○
24	六日市基幹集落センター	六日市648番地	P38		○	○	○	○	○
25	吉賀町六日市防災センター	六日市591番地1	P38	77-0162	○	○	○	○	○
26	吉賀町福祉センター	六日市580番地4	P38	77-0136	○	○	○	○	
27	立河内地区集会所	立河内360番地	P38			○	○	○	
28	幸地地区集会所	幸地1433番地	P33			○	○	○	
29	亀原地区集会所	幸地86番地	P33		○			○	
30	沢田地区集会所	沢田492番地	P37					○	
31	広石地区集会所	広石354番地	P37		○			○	
32	立戸地区集会所	立戸69番地7	P37		○			○	
33	野外趣味活動施設	立戸154番地	P40		○			○	
34	注連川東地区集会所	注連川1131番地	P37		○			○	
35	仲の原地区集会所	注連川326番地1	P32		○	○	○	○	
36	朝倉小学校（グラウンド含む）	朝倉994番地	P31	78-0215	○			○	○
37	朝倉小学校体育館				○			○	○
38	朝倉公民館	朝倉709番地1	P31	78-0993		○	○	○	○
39	朝倉西地区集会所	朝倉434番地	P40		○	○	○	○	
40	なつめの里交流館	蓼野418番地1	P31		○	○	○	○	
41	棗・本郷地区集会所	蓼野703番地1	P31					○	
42	河山地区集会所	蓼野1682番地2	P30					○	
43	捨河内地区集会所	蓼野1200番地2	P36			○	○	○	
44	七日市公民館	七日市942番地6	P39	78-1134		○	○	○	
45	林業総合センター	七日市946番地	P39		○	○	○	○	
46	横立・皆富地区集会所	七日市746番地	P39		○	○	○	○	
47	七日市小学校（グラウンド含む）	七日市966番地	P39	78-0049	○			○	○
48	七日市小学校体育館				○			○	○
49	吉賀中学校（グラウンド含む）	七日市966番地	P39	78-0030		○	○	○	○
50	吉賀中学校体育館				○	○	○	○	○

No.	施設の名称	施設の所在	掲載頁	管理担当連絡先	対象となる異常な現象の種類（※1）				指定避難所との重複（※2）
					地震災害	洪水害	土砂災害	大規模火災	
51	吉賀高校（グラウンド含む）	七日市937番地	P39	78-0029	○			○	○
52	吉賀高校体育館				○			○	○
53	七日市奥地区集会所	七日市740番地2	P40		○			○	
54	伊勢原地区集会所	七日市148番地7	P26		○	○	○	○	
55	下高尻地区集会所	下高尻394番地3	P26		○	○	○	○	
56	高尻川リバーサイドログハウス村	下高尻876番地1	P26		○	○	○	○	
57	高尻地区集会所	上高尻471番地2	P26					○	
58	安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウス村	上高尻1038番地1	P21		○	○	○	○	
59	抜月地区集会所	抜月650番地1	P39		○	○	○	○	
60	大谷地区集会所	抜月1727番地3	P39			○	○	○	
61	真田地区集会所	真田1277番地	P39		○			○	
62	七村地区集会所	真田189番地	P39		○	○	○	○	
63	桟敷地区集会所	真田1555番地3	P25		○			○	
64	真田グランド	真田1121番地2	P39		○	○	○	○	
65	柿木中学校（グラウンド含む）	柿木村柿木682番地1	P25	79-2027	○			○	○
66	吉賀町民柿木体育館	柿木村柿木682番地1	P25	79-2555	○			○	○
67	吉賀町ふれあい会館	柿木村柿木500番地1	P25		○	○	○	○	○
68	柿木基幹集落センター	柿木村柿木79番地1	P25	79-2553		○	○	○	○
69	柳原コミュニティセンター	柿木村柿木236番地1	P25		○	○	○	○	
70	地域間交流拠点施設（エコビレッジかきのきむら）	柿木村柿木539番地2	P25	79-8084		○	○	○	
71	坂本・中原地区集会所	柿木村柿木856番地2	P25		○			○	
72	福川自治会館	柿木村福川460番地7	P24		○			○	○
73	平野・古本集会所	柿木村福川1614番地4	P24		○	○	○	○	
74	上福川集会所	柿木村福川1046番地1	P24		○			○	
75	白谷自治会館	柿木村白谷60番地1	P19		○	○	○	○	○
76	大井谷集会所	柿木村白谷1092番地1	P18		○	○	○	○	
77	杉山集会所	柿木村白谷409番地1	P19		○			○	
78	法師渕集会所	柿木村下須33番地1	P19		○			○	
79	原手集会所	柿木村下須518番地1	P19		○	○	○	○	
80	下須自治会館	柿木村下須939番地	P19		○	○	○	○	○
81	殿明集会所	柿木村大野原52	P25			○	○	○	
82	大野原運動交流広場（多目的運動広場）	柿木村大野原969番地	P25		○			○	
83	木部谷、大野原自治会館	柿木村木部谷519番地	P25	79-2236	○			○	○
84	上木部集会所	柿木村木部谷691番地4	P20	79-2845	○			○	
85	椛谷自治会館	柿木村椛谷747番地	P29	79-2329	○	○	○	○	○
86	椛谷集会所	柿木村椛谷211番地	P23	79-2915				○	
87	黒渕集会所	柿木村椛谷451番地	P35	79-2680		○	○	○	

緊急避難場所は、命を守ることを最優先に、災害の危険から逃れるための場所です。
「対象とする異常な現象の種類（※1）」欄に「○」が記された施設が、当該異常現象から緊急に避難するための施設です。記されていない施設は、当該異常現象によって避難することはできません。
たとえば、地震災害なら建物等の倒壊のおそれがない広場、風水害なら洪水や土砂災害のおそれがない建物などです。災害ごとに緊急避難場所を指定していますので、どの災害の時にどこへ避難すべきなのか、ふだんから確認しておきましょう。なお、「指定避難所との重複（※2）」欄に「○」が記された施設は、指定避難所を兼ねた施設です。

指定避難所一覧

No.	施設の名称	施設の所在	掲載頁	管理担当連絡先	災害時優先特設公衆電話
1	蔵木小学校	蔵木14番地2	P34	77-0222	●
2	蔵木小学校体育館				
3	蔵木中学校	蔵木54番地	P34	77-0201	
4	蔵木中学校体育館				
5	六日市中学校	六日市757番地	P38	77-0029	
6	六日市中学校体育館				
7	吉賀町民六日市体育館	六日市648番地	P38		●
8	六日市基幹集落センター	六日市648番地	P38		
9	吉賀町六日市防災センター	六日市591番地1	P38	77-0162	
10	朝倉小学校	朝倉994番地	P31	78-0215	
11	朝倉小学校体育館				
12	朝倉公民館	朝倉709番地1	P31	78-0993	●
13	七日市小学校	七日市966番地	P39	78-0049	
14	七日市小学校体育館				
15	吉賀中学校	七日市966番地	P39	78-0030	●
16	吉賀中学校体育館				
17	吉賀高校	七日市937番地	P39	78-0029	
18	吉賀高校体育館				
19	柿木中学校	柿木村柿木682番地1	P25	79-2027	
20	吉賀町民柿木体育館	柿木村柿木682番地1	P25	79-2555	●
21	吉賀町ふれあい会館	柿木村柿木500番地1	P25		
22	柿木基幹集落センター	柿木村柿木79番地1	P25	79-2553	
23	福川自治会館	柿木村福川460番地7	P24		
24	白谷自治会館	柿木村白谷60番地1	P19		
25	下須自治会館	柿木村下須939番地	P19		
26	木部谷、大野原自治会館	柿木村木部谷519番地	P25	79-2236	
27	椛谷自治会館	柿木村椛谷747番地	P29	79-2329	

避難所は、自宅が被災して帰宅できない場合等に、一定期間、避難生活を送るための場所です。災害の種類にかかわらず、小学校や中学校などが指定されています。
緊急避難場所と重複している施設もあります。自宅や地域の安全が確認されたら、帰宅しましょう。

福祉避難所一覧

No.	施設の名称	施設の所在	掲載頁	施設管理者	管理担当連絡先
1	地域活動支援センターよしかの里	六日市576番地	P38	ＮＰＯ法人よしかの里	77-1681
2	特別養護老人ホームみろく苑	六日市582番地1	P38	吉賀町社会福祉協議会	77-3100
3	養護老人ホーム銀杏寮	六日市263番地	P38	鹿足郡養護老人ホーム組合	77-0234
4	特別養護老人ホームとびのこ苑	柿木村柿木80番地	P25	吉賀町社会福祉協議会	79-2692

福祉避難所は、災害時の避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方々のために、町が二次的に開設する避難所です。なお、福祉避難所には、直接避難いただくことはできません。
大規模災害時には、施設自体の被災や開設に必要な人員の確保の遅れなどで、指定施設に要援護者を受け入れる手配が整わないことも予想されるためです。

吉賀町全図

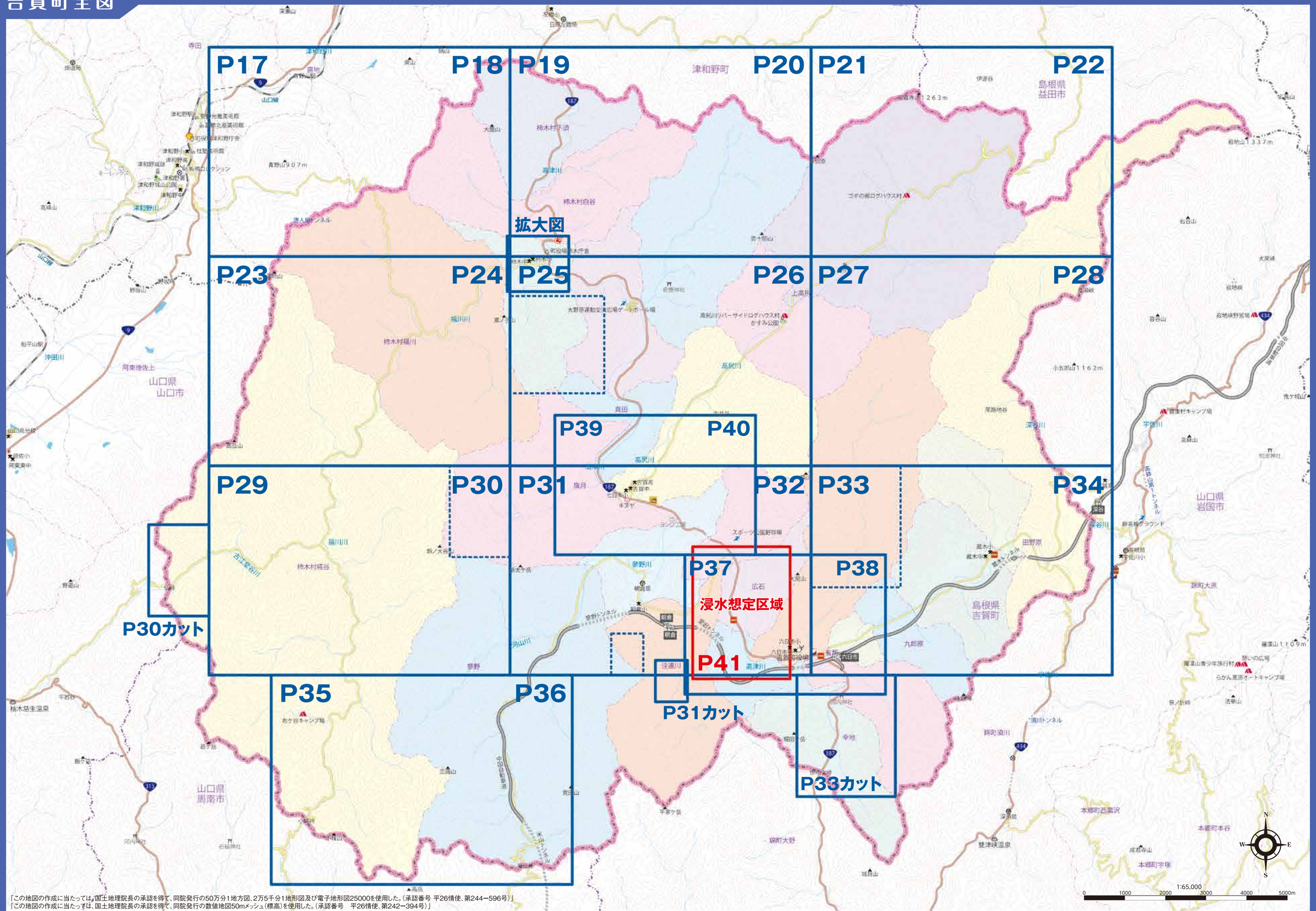

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分1地方図、2万5千分1地形図及び電子地形図25000を使用した。(承認番号 平26情使、第244−596号)」
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ(標高)を使用した。(承認番号　平26情使、第242−394号)」

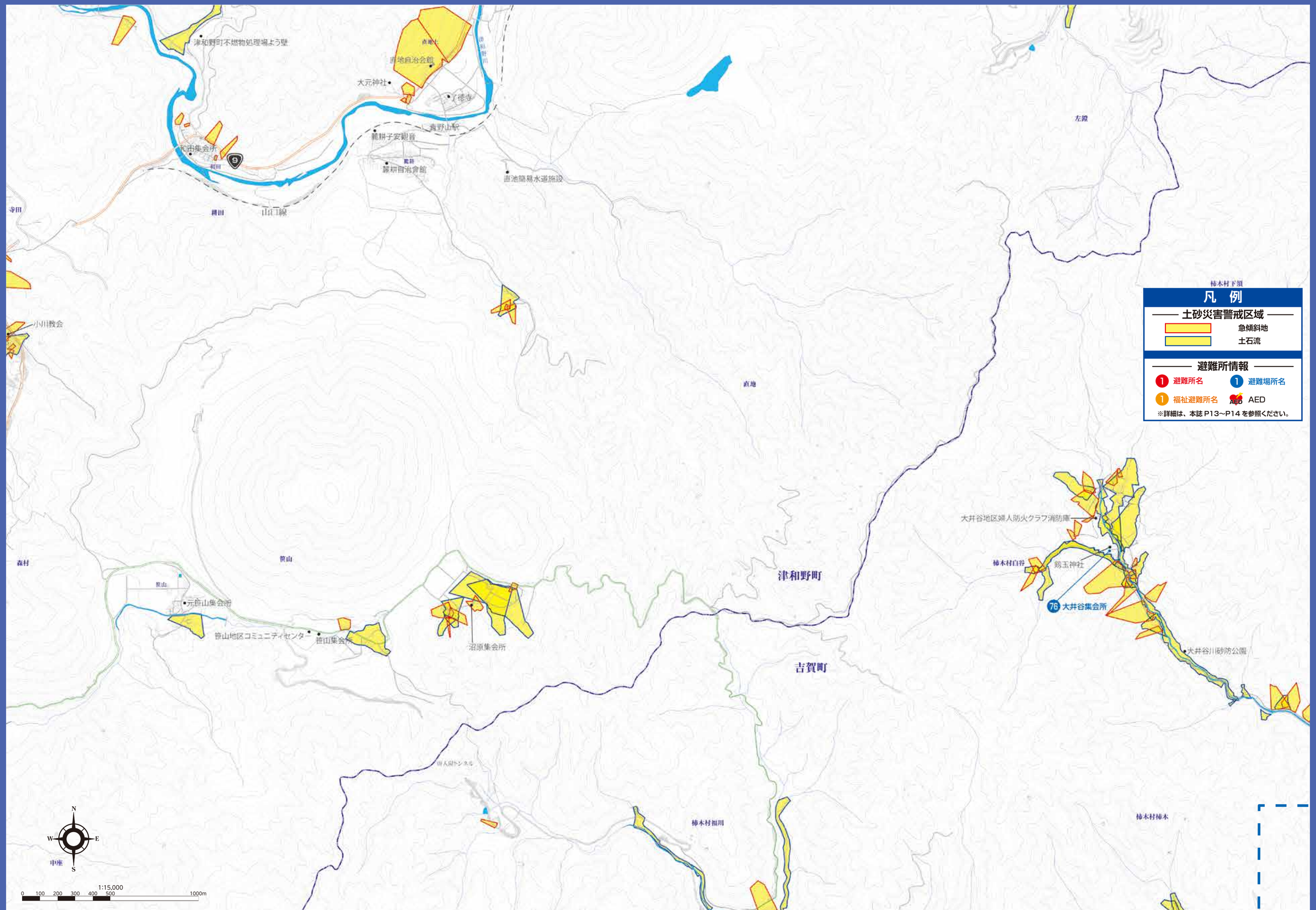
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
1 避難所名
1 避難場所名
1 福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
津和野町
吉賀町
津和野町不燃物処理場ふう壁
直地自治会館
大元神社
了徳寺
長野山駅
籠耕子安観音
和田集会所
和田
耕田
山口線
寺田
小川教会
直地
左鐙
笠山
森村
元笠山集会所
笠山地区コミュニティセンター
笠山集会所
沼原集会所
直池簡易水道施設
大井谷地区婦人防火クラブ消防庫
柿木村白谷
八坂神社
76 大井谷集会所
大井谷川砂防公園
柿木村福川
柿木村柿木
中座
N
S
W
E
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m

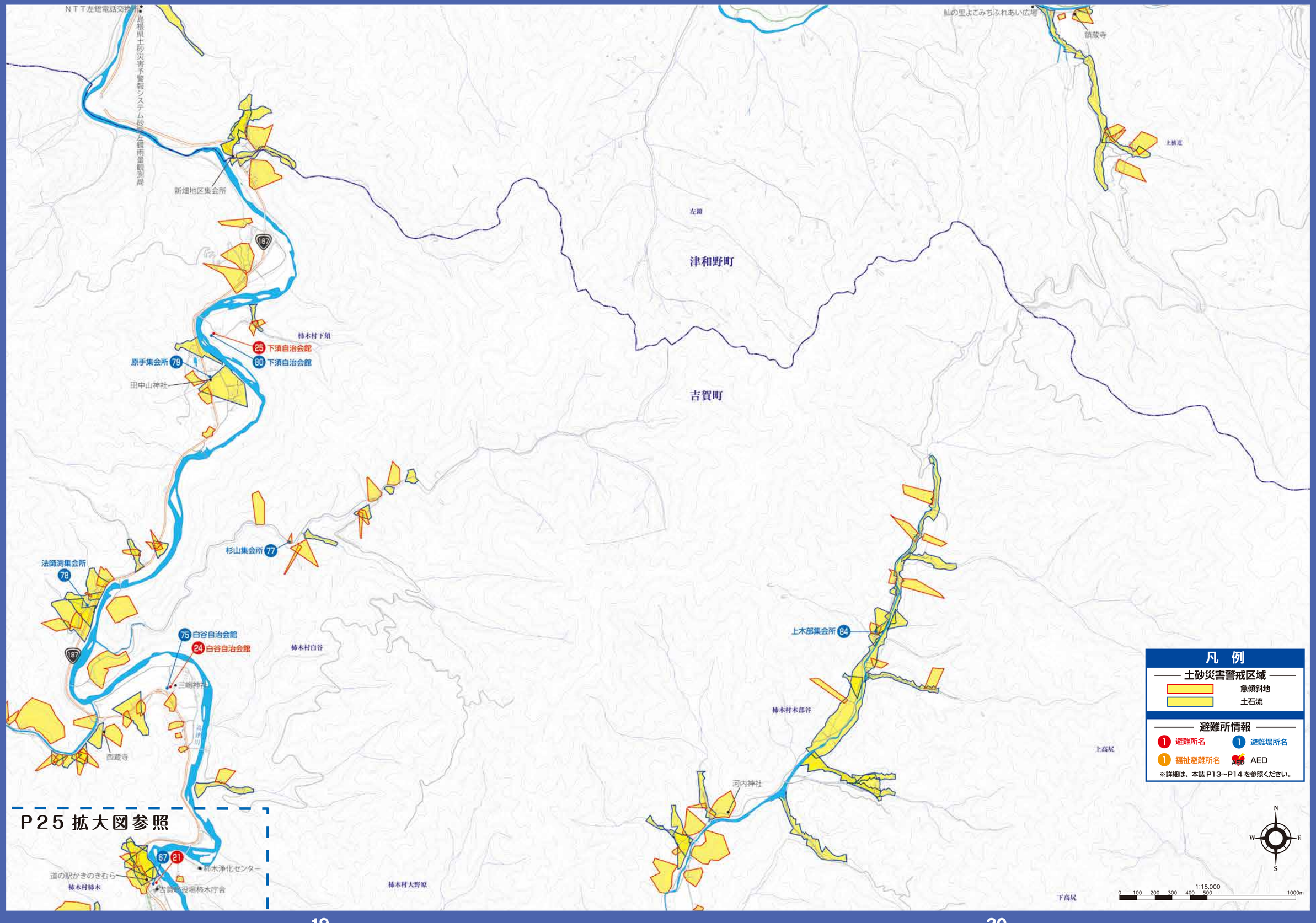
ＮＴＴ左鐙電話交換所
島根県土砂災害予警報システム砂防左鐙雨量観測局
新畑地区集会所
187
柿木村下須
25 下須自治会館
80 下須自治会館
原手集会所 79
田中山神社
杉山集会所 77
法師測集会所 78
75 白谷自治会館
24 白谷自治会館
柿木村白谷
三嶋神社
西蔵寺
67 21
柿木浄化センター
道の駅かきのきむら
柿木村柿木
吉賀町役場柿木庁舎
柿木村大野原
左鐙
津和野町
吉賀町
仙の里よこみちふれあい広場
鎮蔵寺
上横道
上木部集会所 84
柿木村木部谷
河内神社
上高尻
下高尻
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
N
W
E
S
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m

P25 拡大図参照

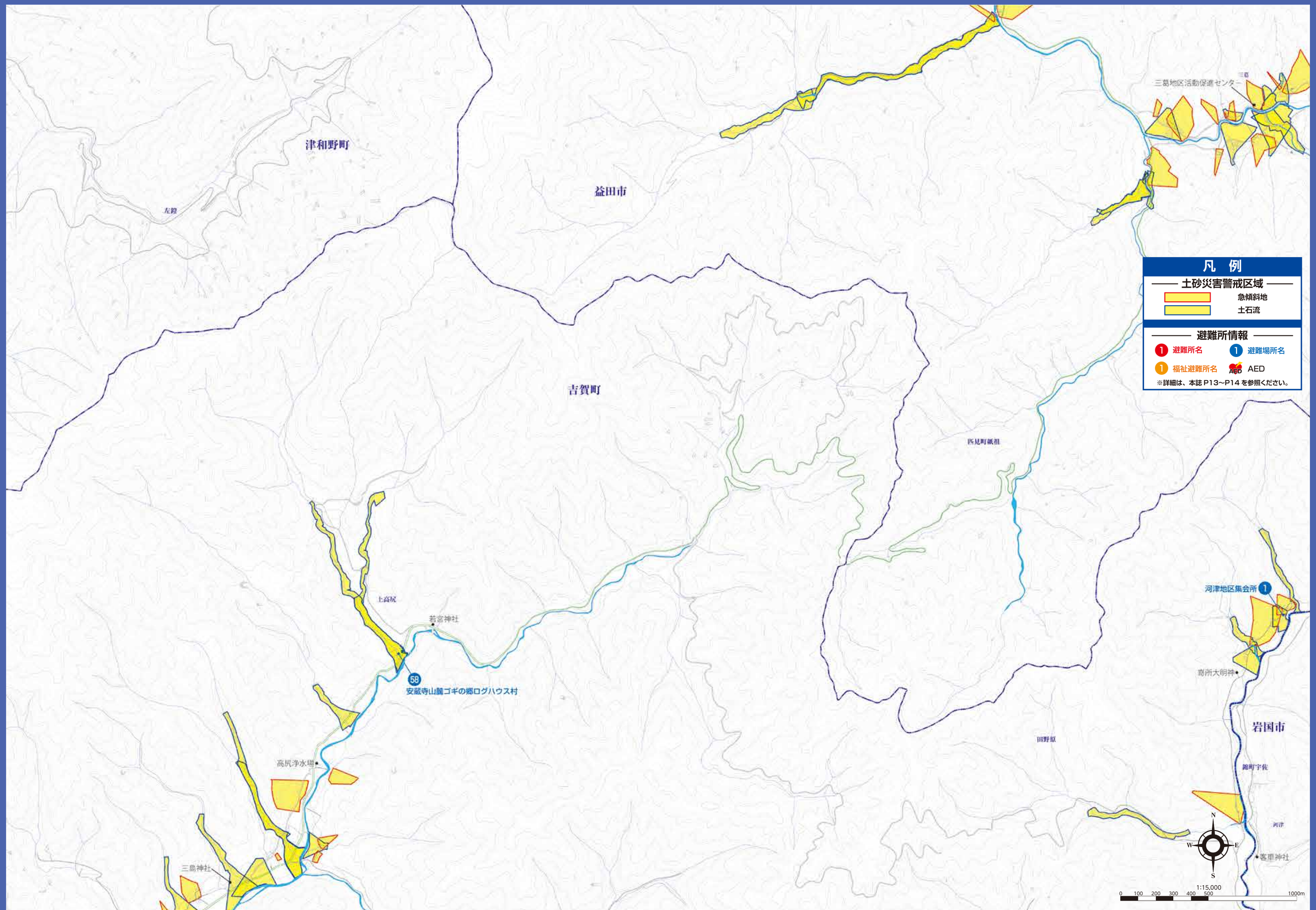
津和野町
益田市
吉賀町
岩国市
左鐙
上高尻
若宮神社
58
安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウス村
高尻浄水場
三島神社
匹見町紙祖
田野原
三葛地区活動促進センター
三葛
河津地区集会所
1
寄所大明神
錦町宇佐
河津
客星神社
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
1 避難所名
1 避難場所名
1 福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
N
W
E
S
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m

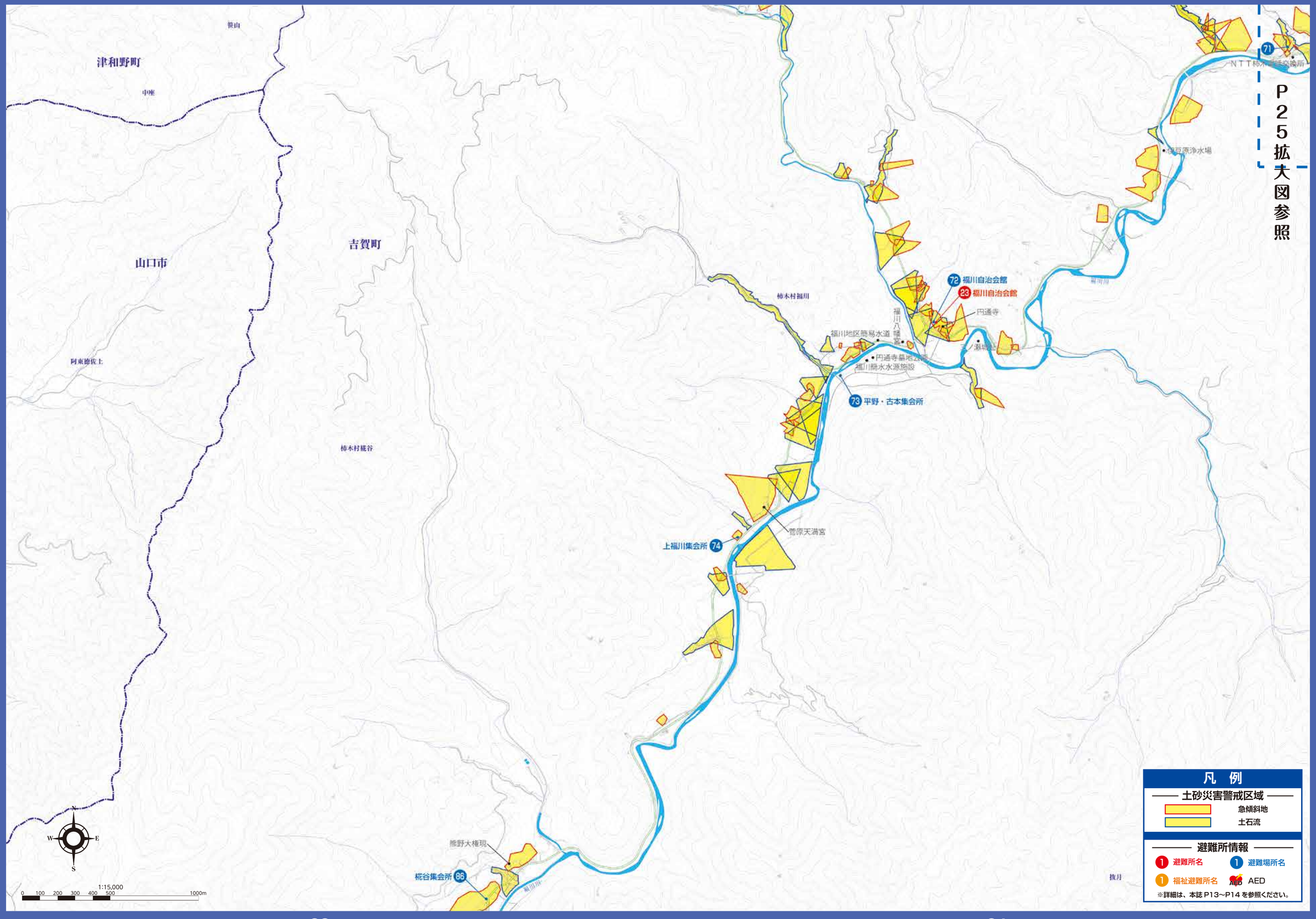
津和野町
山口市
吉賀町
柿木村福川
柿木村椛谷
阿東徳佐上
福川自治会館
福川自治会館
円通寺
福川地区簡易水道
福川簡水水源施設
平野・古本集会所
上福川集会所
菅原天満宮
熊野大権現
椛谷集会所
伊豆原浄水場
NTT柿木電話交換所
P25拡大図参照
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m

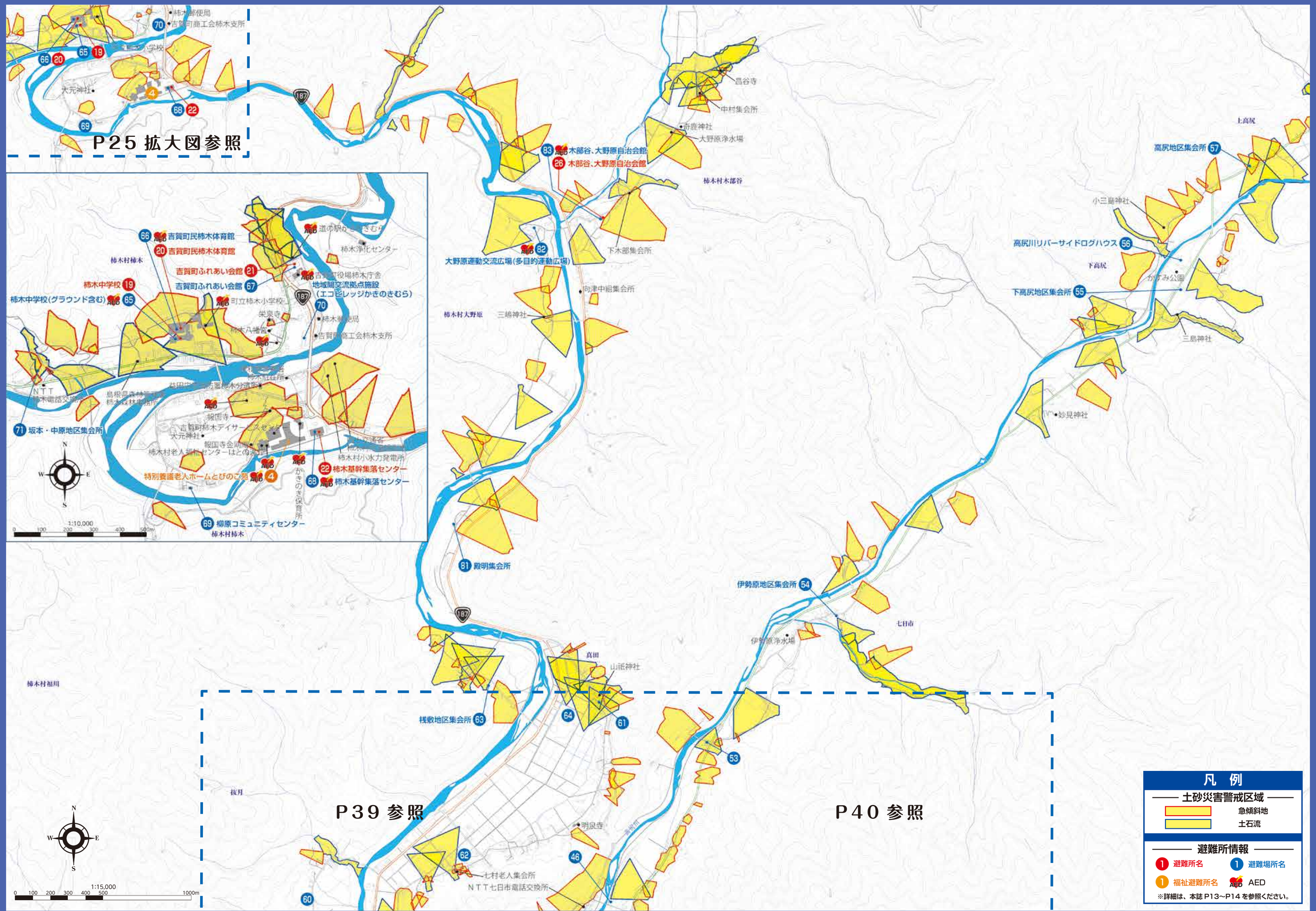
P25 拡大図参照
P39 参照
P40 参照
吉賀町民柿木体育館
吉賀町ふれあい会館
柿木中学校
柿木中学校(グラウンド含む)
地域間交流拠点施設
(エコビレッジかきのきむら)
坂本・中原地区集会所
柿木基幹集落センター
柳原コミュニティセンター
特別養護老人ホームとびのこ苑
木部谷、大野原自治会館
大野原運動交流広場(多目的運動広場)
殿明集会所
高尻地区集会所
高尻川リバーサイドログハウス
下高尻地区集会所
伊勢原地区集会所
桟敷地区集会所
七村老人集会所
NTT七日市電話交換所
凡 例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。

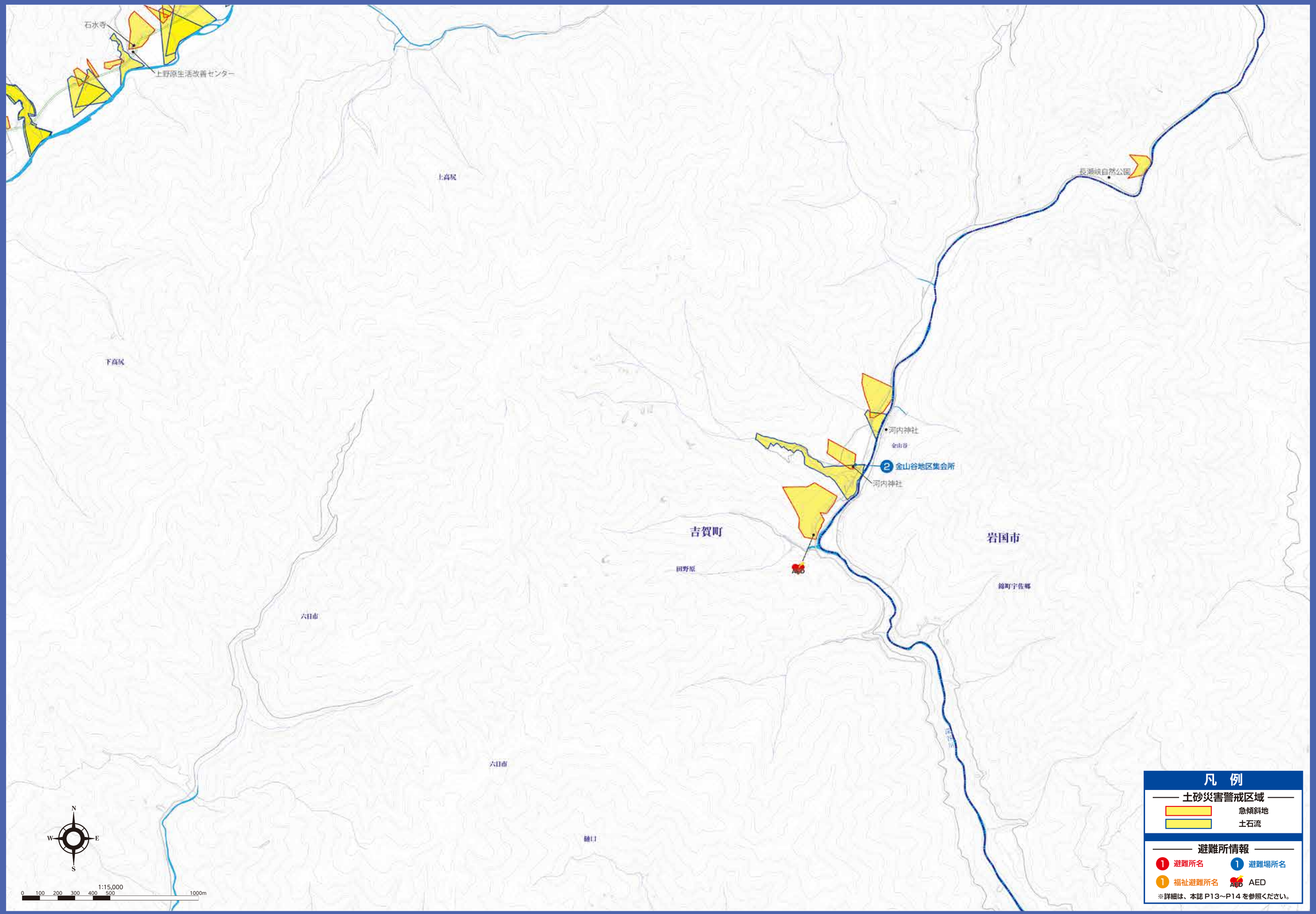
石水寺
上野原生活改善センター
上高尻
下高尻
長瀬峡自然公園
河内神社
金山谷
2 金山谷地区集会所
河内神社
吉賀町
岩国市
田野原
錦町宇佐郷
六日市
六日市
樋口
N
W
E
S
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
1 避難所名
1 避難場所名
1 福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。

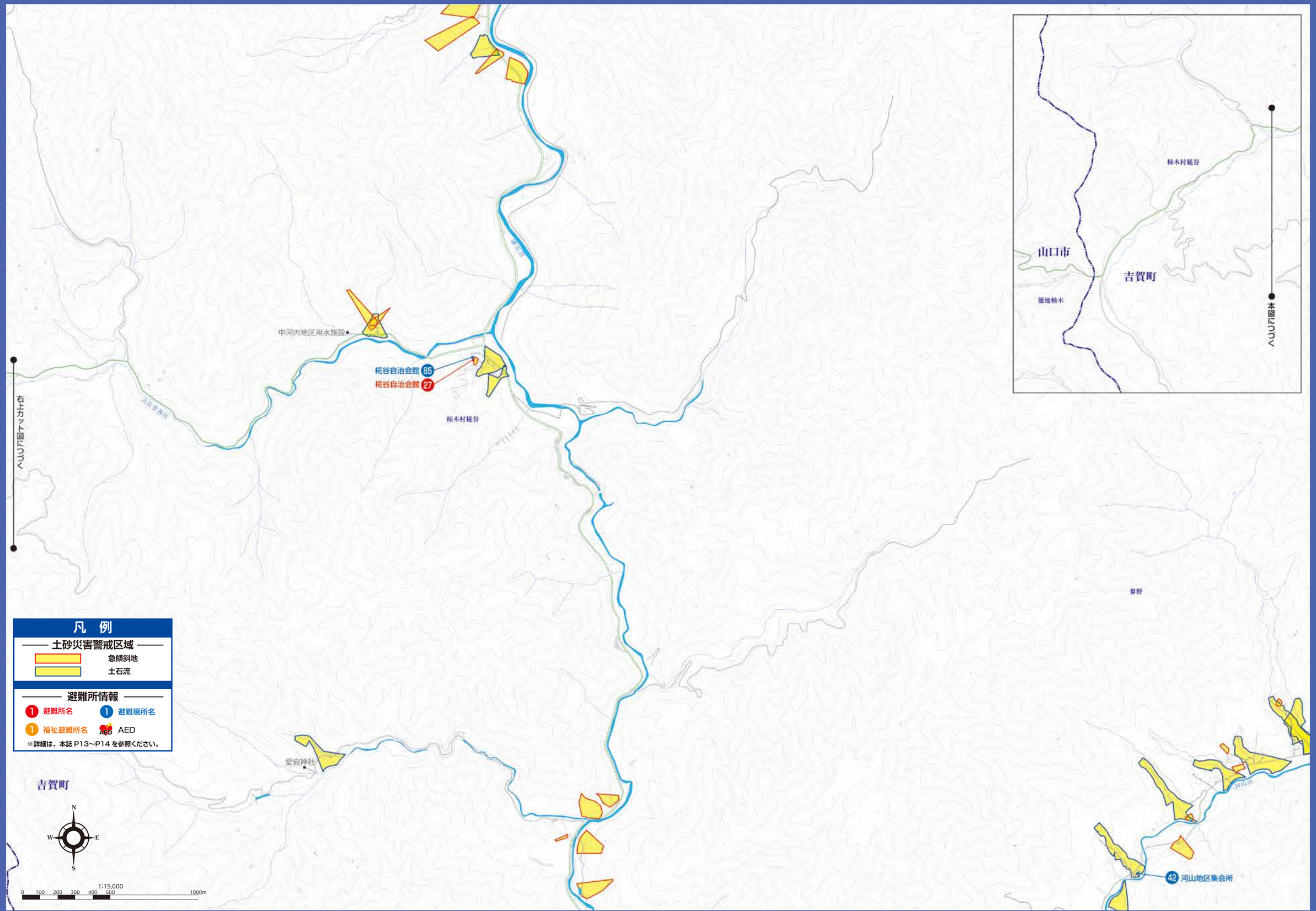
中河内地区用水施設
椛谷自治会館 85
椛谷自治会館 27
柿木村椛谷
吉賀谷川
右上カット図につづく
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
愛宕神社
吉賀町
N
W
E
S
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m
柿木村椛谷
山口市
吉賀町
椛地柿木
本図につづく
参野
42 河山地区集会所

凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
P39 参照
P40 参照
P37 参照
P38 参照
本図につづく
左カット図につづく
善華寺
飯玉神社
奇鹿神社
七日市浄水場
旧河内集会所抜月神楽団
月和田老人集会所
日枝地蔵尊
七日市保育所
七日市郵便局
七日市運動公園
浄雲寺
七日市組合事務所
七日市雨量観測所
吉賀町斎場清流苑
吉賀町スポーツ公園
立戸八幡宮
大谷原古墳
五郎丸城跡公園
雲松寺
那智神社
津和野警察署
朝倉安全センター
朝倉公民館
朝倉郵便局
広尾地区集会所
朝倉小学校体育館
朝倉小学校(グラウンド含む)
朝倉小学校
町立朝倉保育所
仲の原地区集会所
中央集会所
六日市浄化センター
宗安寺
大岡神社
薬師堂
広石上集会所
泉流寺
注連川西地区集会所
少林寺
夢野浄水場
薬・本郷地区集会所
なつめの里交流館
中国自動車道
吉賀町六日市
六日市デイ・サービスセンター
大元神社
みろく公園
社会福祉法人
六日市保育所
町立六日市小学校
新宮神社
新町稲成神社
六日市地区集会所
吉賀町役場
六日市グリーン
島根県水防
情報システム塔尾
雨量水位局
六日市
郵便局
六日市
老人集会所
六日市
浄水場
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m

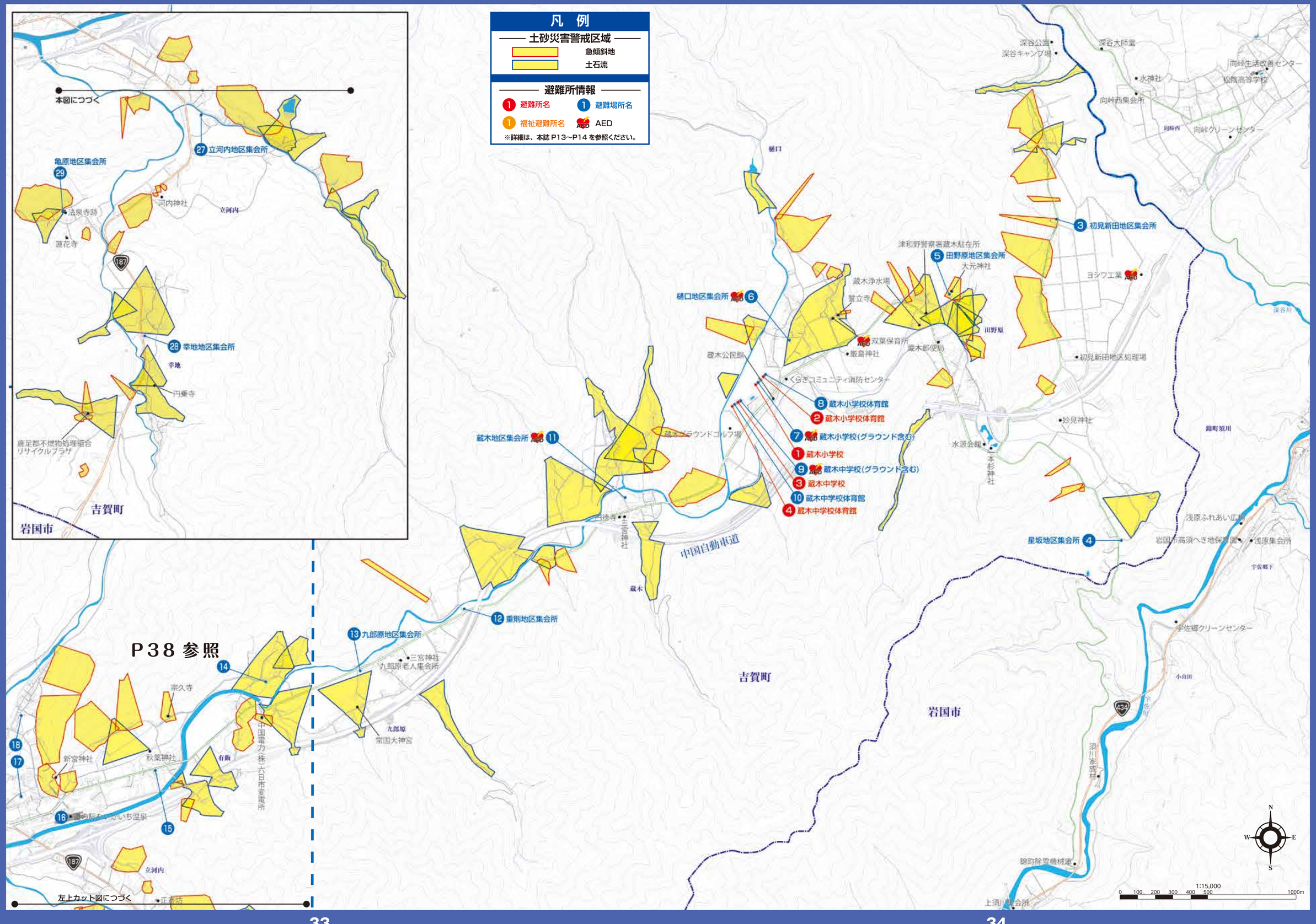
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
1 避難所名
1 避難場所名
1 福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
本図につづく
27 立河内地区集会所
亀原地区集会所
29
法泉寺跡
河内神社
立河内
蓮花寺
187
28 幸地地区集会所
幸地
円乗寺
鹿足郡不燃物処理組合
リサイクルプラザ
吉賀町
岩国市
P38 参照
14
宗久寺
中国電力（株）六日市変電所
九郎原地区集会所
三宮神社
九郎原老人集会所
九郎原
常国大神宮
12 重則地区集会所
18
17
新宮神社
秋葉神社
有飯
16 道の駅 ちいき温泉
15
立河内
正善坊
左上カット図につづく
蔵木地区集会所 11
蔵木グラウンドゴルフ場
吉徳寺
三宮神社
蔵木
中国自動車道
樋口
樋口地区集会所 6
蔵木浄水場
智立寺
蔵木公民館
くらぎコミュニティ消防センター
8 蔵木小学校体育館
2 蔵木小学校体育館
7 蔵木小学校(グラウンド含む)
1 蔵木小学校
9 蔵木中学校(グラウンド含む)
3 蔵木中学校
10 蔵木中学校体育館
4 蔵木中学校体育館
津和野警察署蔵木駐在所
5 田野原地区集会所
大元神社
双葉保育所
蔵木郵便局
飯島神社
田野原
水源会館
本杉神社
妙見神社
3 初見新田地区集会所
ヨシワ工業
初見新田地区処理場
錦町須川
深谷公園
深谷キャンプ場
深谷大師堂
水神社
向峠西集会所
向峠生活改善センター
松陽高等学校
向峠西
向峠クリーンセンター
深谷川
浅原ふれあい広場
星坂地区集会所 4
岩国市高須へき地保育園
浅原集会所
宇佐郷下
宇佐郷クリーンセンター
小山田
宇佐川
須川家宮
錦町須川機械庫
上須川集会所
吉賀町
岩国市
N
W
E
S
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m

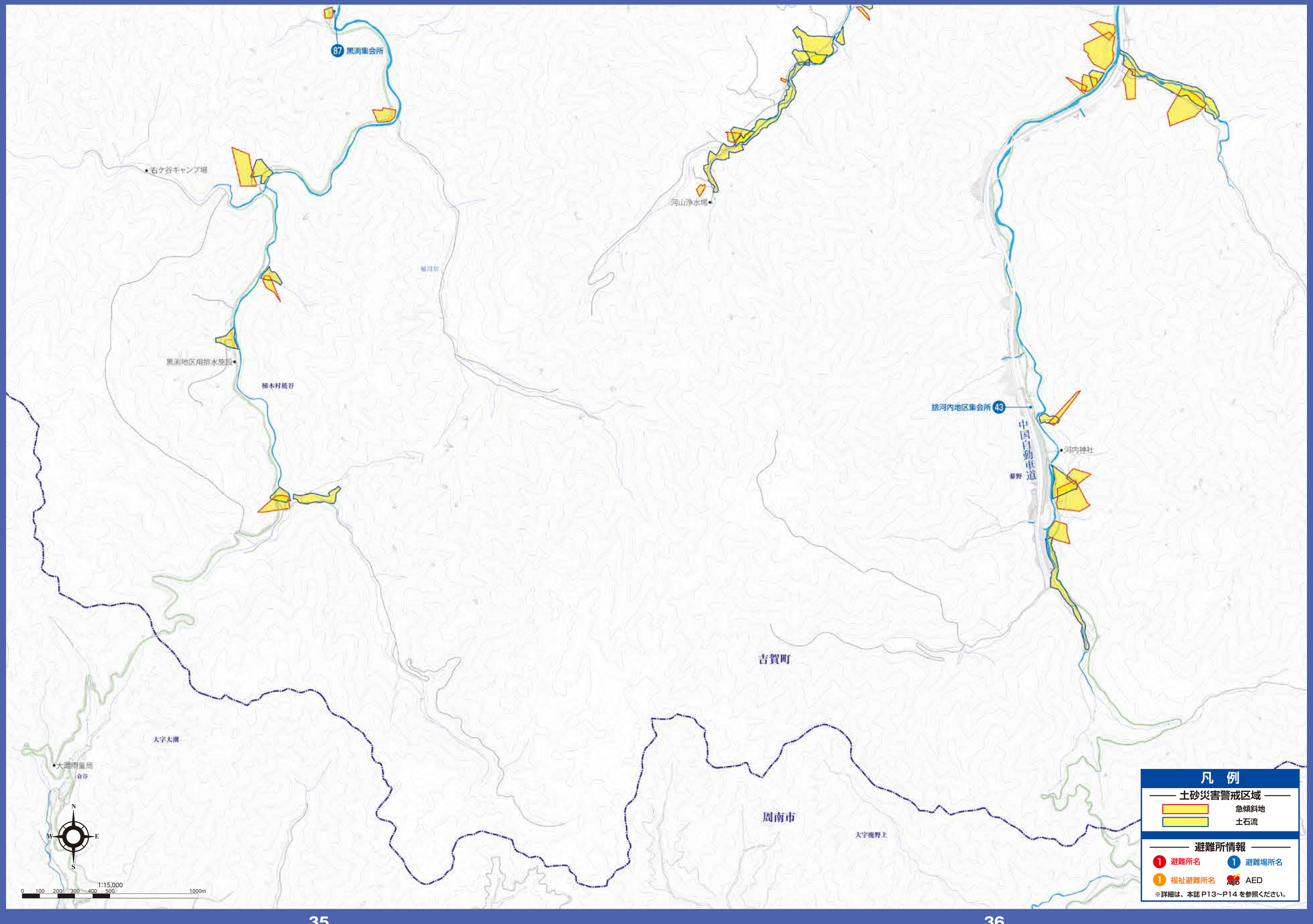
87 黒渕集会所
右ケ谷キャンプ場
河山浄水場
黒渕地区用排水施設
柿木村桃谷
捨河内地区集会所 43
中国自動車道
河内神社
吉賀町
大字大淵
大淵雨量局
周南市
大字鹿野上
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
1:15,000
0 100 200 300 400 500 1000m

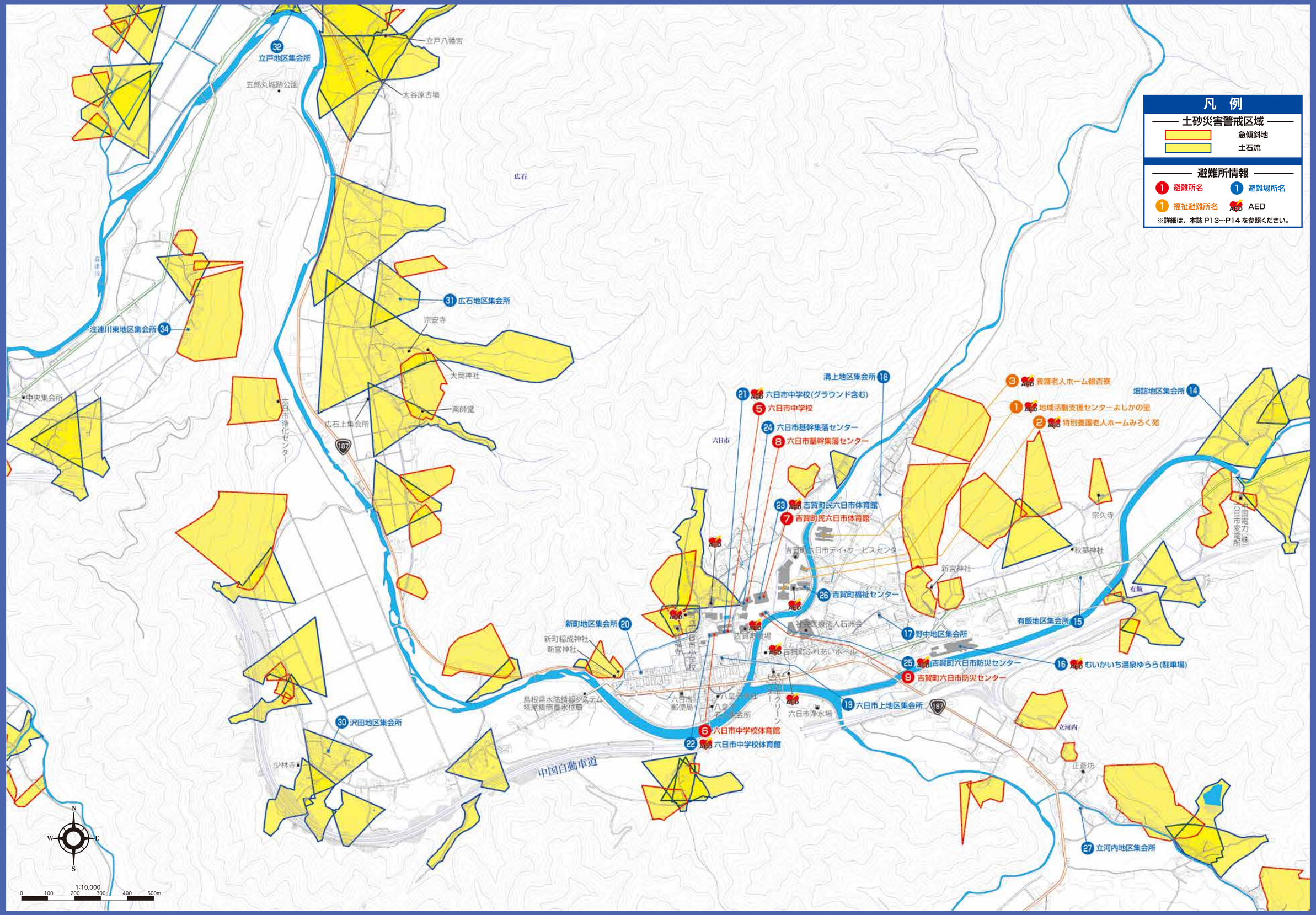
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
1 避難所名
1 避難場所名
1 福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
32 立戸地区集会所
立戸八幡宮
五郎丸城跡公園
大谷原古墳
広石
31 広石地区集会所
宗安寺
大岡神社
薬師堂
広石上集会所
注連川東地区集会所 34
中央集会所
六日市浄化センター
187
溝上地区集会所 18
21 六日市中学校(グラウンド含む)
5 六日市中学校
24 六日市基幹集落センター
8 六日市基幹集落センター
六日市
23 吉賀町民六日市体育館
7 吉賀町民六日市体育館
吉賀町六日市デイ・サービスセンター
26 吉賀町福祉センター
新町地区集会所 20
新町稲成神社
新宮神社
島根県水防情報システム
塔尾橋雨量水位計
30 沢田地区集会所
少林寺
6 六日市中学校体育館
22 六日市中学校体育館
中国自動車道
六日市郵便局
八幡宮
六日市浄水場
吉賀町ふれあいホール
吉賀町役場
19 六日市上地区集会所
17 野中地区集会所
25 吉賀町六日市防災センター
9 吉賀町六日市防災センター
3 養護老人ホーム銀杏寮
1 地域活動支援センターよしかの里
2 特別養護老人ホームみろく苑
畑詰地区集会所 14
宗久寺
秋葉神社
新宮神社
有飯
有飯地区集会所 15
16 むいかいち温泉ゆらら(駐車場)
国電力株六日市変電所
立河内
正音坊
27 立河内地区集会所
N
W
E
S
1:10,000
0 100 200 300 400 500m

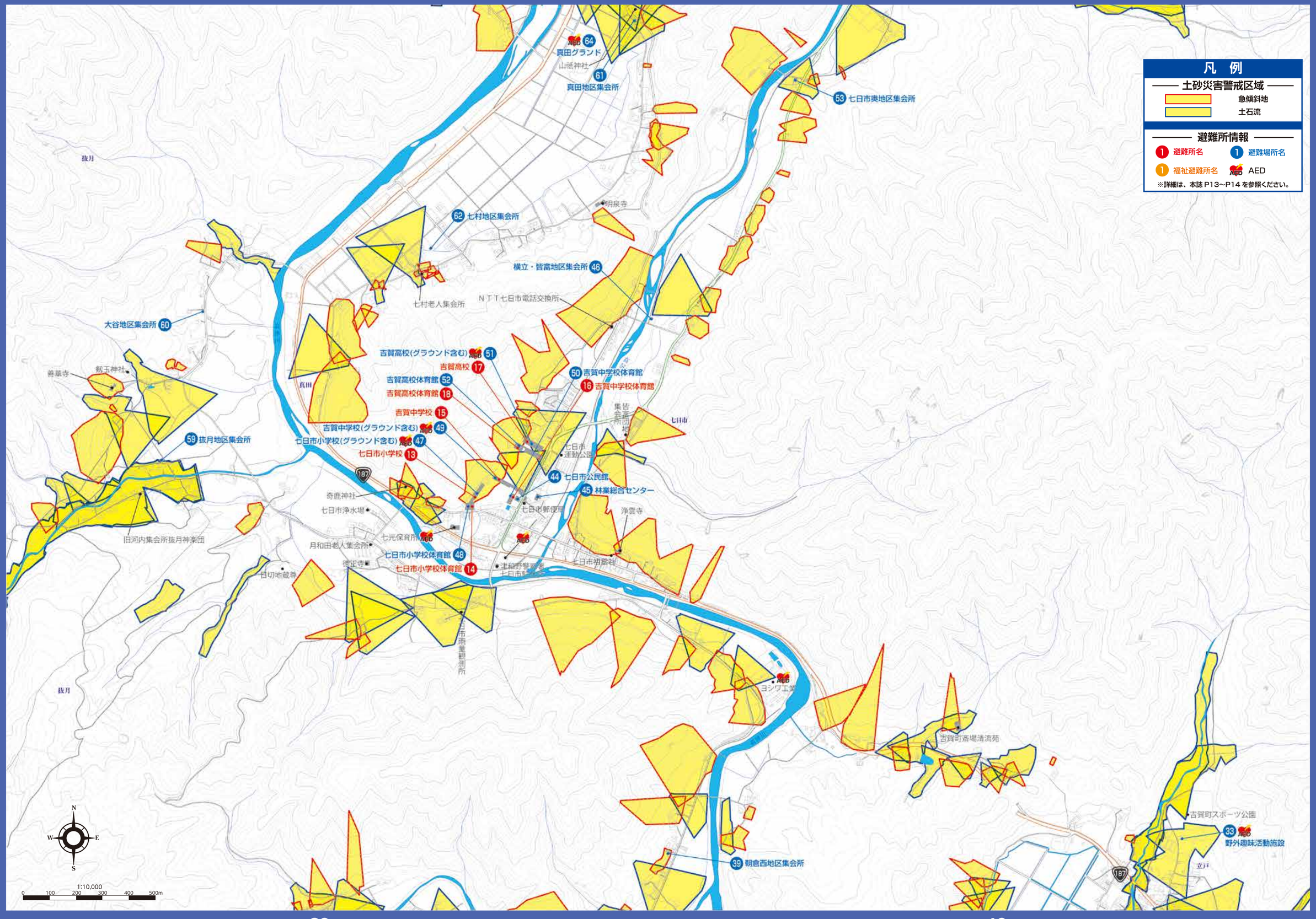
凡　例
土砂災害警戒区域
急傾斜地
土石流
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
64 真田グランド
61 真田地区集会所
53 七日市奥地区集会所
62 七村地区集会所
横立・皆富地区集会所 46
七村老人集会所
NTT七日市電話交換所
大谷地区集会所 60
吉賀高校(グラウンド含む) 51
吉賀高校 17
吉賀高校体育館 52
吉賀高校体育館 18
吉賀中学校 15
吉賀中学校(グラウンド含む) 49
七日市小学校(グラウンド含む) 47
七日市小学校 13
50 吉賀中学校体育館
16 吉賀中学校体育館
59 抜月地区集会所
44 七日市公民館
45 林業総合センター
七日市運動公園
七日市郵便局
七日市浄水場
七光保育所
七日市小学校体育館 48
七日市小学校体育館 14
七日市消防署
七日市雨量観測所
ヨシワ工業
吉賀町斎場清流苑
吉賀町スポーツ公園
33 野外趣味活動施設
39 朝倉西地区集会所
善福寺
剱玉神社
抜月
真田
七日市
奇鹿神社
旧河内集会所抜月神楽団
月和田老人集会所
徒正寺
日切地蔵尊
浄雲寺
187
N
S
W
E
1:10,000
0 100 200 300 400 500m

浸水想定区域

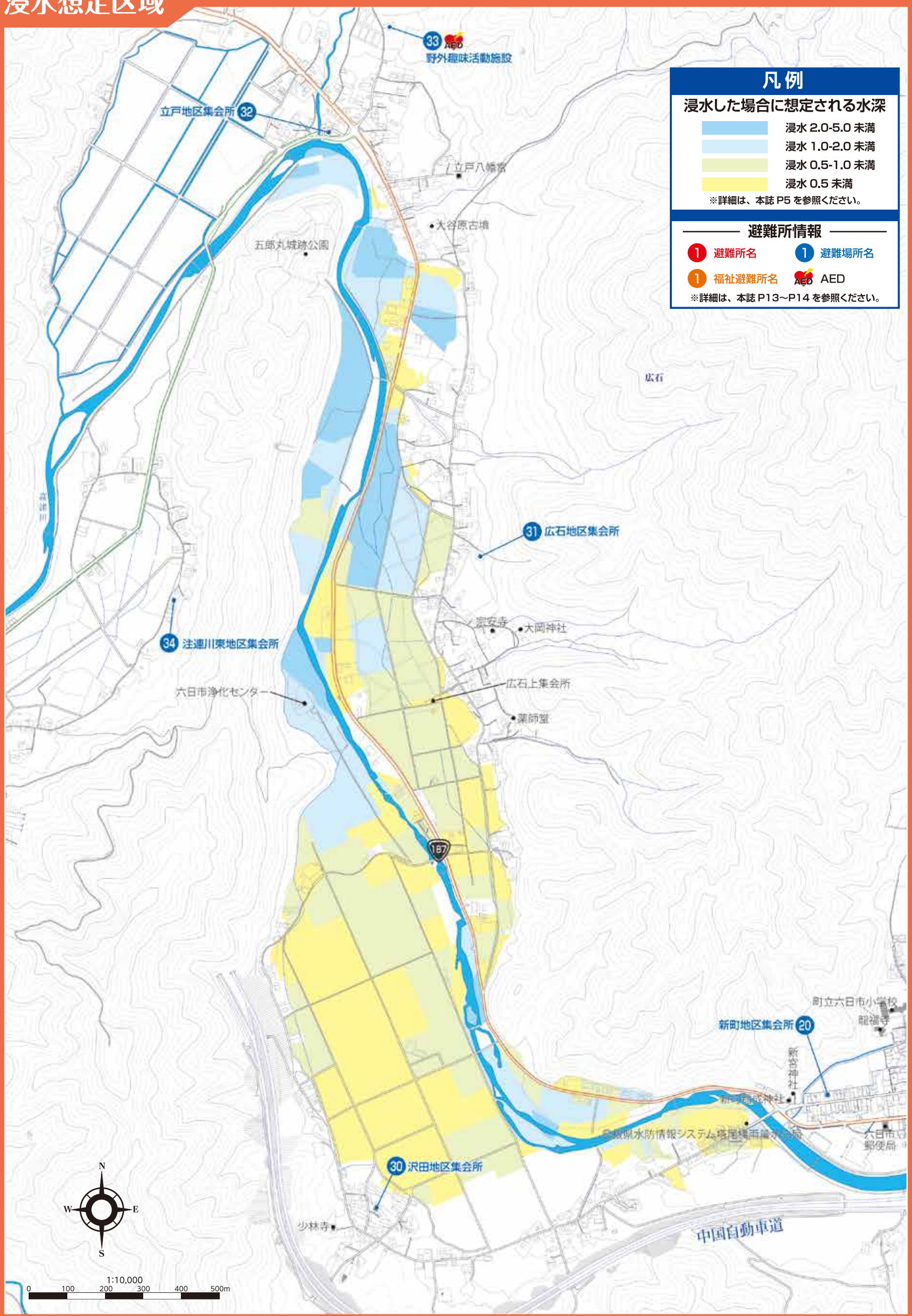
凡例
浸水した場合に想定される水深
浸水 2.0-5.0 未満
浸水 1.0-2.0 未満
浸水 0.5-1.0 未満
浸水 0.5 未満
※詳細は、本誌 P5 を参照ください。
避難所情報
避難所名
避難場所名
福祉避難所名
AED
※詳細は、本誌 P13～P14 を参照ください。
33 野外趣味活動施設
立戸地区集会所 32
立戸八幡宮
大谷原古墳
五郎丸城跡公園
広石
31 広石地区集会所
宗安寺
大岡神社
34 注連川東地区集会所
六日市浄化センター
広石上集会所
薬師堂
187
町立六日市小学校
龍福寺
新町地区集会所 20
新宮神社
新町八幡神社
六日市郵便局
30 沢田地区集会所
少林寺
中国自動車道
N
W
E
S
1:10,000
0 100 200 300 400 500m

わが家の「防災・緊急情報」メモ

非常時・緊急時に連絡してほしい方や、利用してもらいたいわが家の情報です。
災害時に救助の方や、緊急時に救急隊・医療機関・町に情報を提供します。

氏　名		電　話	
住　所			

避難場所	
家族が離ればなれになった時の避難場所	

家族構成連絡先

氏　名	生年月日	電話（携帯・会社・学校）	住　所	メ　モ

家族の緊急情報・救急メモ

氏　名	血液型	持病・アレルギー	常備薬	かかりつけ医療機関

【メモ】※書ききれなかった内容や、知ってほしい情報（介護情報・救急隊員への伝言など）をお書きください。

		電　話	住　所	メ　モ

災害用伝言ダイヤルの使い方

災害用伝言ダイヤルとは？

NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。

伝言の録音	171-1-0000-00-0000（相手の電話番号）	伝言保存期間	録音してから提供期間終了まで
伝言の再生	171-2-0000-00-0000（自宅の電話番号）	伝言蓄積数	1電話番号あたり1～20伝言まで
伝言内容	1伝言あたり30秒以内	利用可能電話	固定電話、IP電話（050含む）、携帯電話、PHS

早めの避難があなたの命を救います

災害から自分の身を守る最善の方法は、災害が発生する場所に居合わせないことです。
大雨や台風などの影響で危ないと感じたときは、町や消防、警察などの指示がなくても早めに安全な場所に避難するように心がけましょう。
避難が遅れた場合は、避難する際に被災する可能性がありますので、無理な移動は避け、近隣の高い建物や自宅の2階などより安全な場所に避難するようにしましょう。

自分の地域から一人の犠牲者も出さない

あなたが、躊躇なく懸命に自分の命を守り逃げる姿は、まわりの人の心や体を動かします。
それが防災の基本であり、地域から犠牲者を出さないことにつながります。

インターネットを利用したリアルタイム情報提供

全国の河川の「雨量」「水位」「河川予警報」等の情報をリアルタイムで提供することにより、近年頻発している大雨・集中豪雨による水害・水難時の迅速・的確な避難等が可能になります。

国土交通省「川の防災情報」

・パソコンから http://www.river.go.jp/

・携帯電話から http://i.river.go.jp/

島根県「しまね防災情報」

・http://www.bousai-shimane.jp/

本書の使い方

本書は、いずれ起こるかもしれない様々な災害に対し、事前に備えることを目的として作成しました。予測不可能な災害の被害を最小限にとどめるため、常日ごろ内容に目を通し理解を深めていきましょう。

本書の特徴

本書は、災害時に持ち運びができるように冊子型として作成しました。通常は、地図部分や「わが家の防災・緊急情報メモ」ページを開いた状態で、壁などにピン留めして掲示するか、ヒモなどでつるし身近に置き、緊急時に持ち出してご活用ください。

発行：吉賀町
制作・著者：株式会社ゼンリン 山口営業所
作成：平成28年3月

「この地図は島根県が作成した森林基本図1：5,000を原図とし、島根県知事の承認を得て使用したものである。」
（承認番号 平成27年3月20日付け指令森第1709号）